

日本語指導推進ガイドライン

～ 多文化共生社会に向け、共に学び成長する児童・生徒の育成を目指して ～

あいさつ

日本語指導が必要な児童・生徒は、令和4年度の東京都の調査では、都内公立学校に4,377人在籍しています。グローバル化の進展や、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等を要因として、今年度の調査でも人数が増加し、次年度以降もその傾向は続いていくことが予想されます。

これまでも各学校では、外国人児童・生徒等の就学機会を保障するため、その児童・生徒を受け入れるとともに、日本で生活していくために必要となる日本語や、知識・技能等の習得に向けた取組を進めてきました。右で紹介するのは、学校生活に少しずつ慣れ、日本語が上達することで自信をつけていった都内公立学校の生徒の声です。

外国人児童・生徒等に関する諸課題の解決のためには、国や地方公共団体等が役割を分担し、相互に連携・協力しながらその役割を適切に担っていくことが必要です。そこで、東京都教育委員会は、多文化共生社会を見据え、都内の外国人児童・生徒等教育の基本的な方針を示すため、外部有識者や学校関係者と共に、「日本語指導推進ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を作成しました。

作成に当たっては、小学校、中学校、高等学校等の連携の視点から、児童・生徒の発達や成長を踏まえ、日本語指導の体制づくりから、具体的な指導内容、指導方法等、モデルとなる諸資料を掲載し、各学校のニーズに応える情報を的確に提供することを心掛けました。本ガイドラインは、管理職や教職員が必要な資料や動画を実際の指導場面で活用しやすいよう、今後、デジタルブック化を図っていきます。

本ガイドラインを活用し、全ての児童・生徒のよりよい成長に向けて、日本語指導の取組を更に推進していただきますよう、宜しくお願いいたします。

令和6年3月

東京都教育委員会

この2年間、私はたくさんの方のことを勉強しました。ありがとうございました。160cmの子どもは180cmの少年になりました。初めて日本語学級に来た時、とてもはにかしかったです。でも、今は日本語がどんどん上手になって、話せるようになりました。私は言葉で感情を表すことが苦手です。私はこの時になったら「ありがとうございます」しか言えません。日本語学級に来る時、私は大学の合格を持ってきます。

(中学校卒業生の手紙から)

私はネパール出身で、都立高校に入学したときは日本語がほとんどわかりませんでした。先生方のサポートで少しずつ日本語が理解できるようになりました。私は日本語と英語が話せることを活かして、ホテルへ就職したいと考えました。面接試験では、日本語で問題なくコミュニケーションがとれることをアピールでき内定をもらうことができました。高校での3年間があったから、就職を決めることができました。

(高等学校卒業生の生徒の感想から)

ガイドラインについて

ガイドラインの7つの特徴

日本語指導に必要な基礎的事項を網羅

受入れが初めての学校でも理解できるよう、指導開始までの流れを分かりやすく掲載

一人一人の実態に応じた指導内容、指導方法につながる内容を掲載

言語習得の特徴に対する理解を促す内容を掲載

東京都の支援事業や日本語指導に関する教材等の情報を掲載

諸外国の取組について掲載

動画や資料等をリンクさせ、指導・支援の活用に役立つようデジタルブック化

このガイドラインは、全ての都内公立学校、全ての教職員向けの指導資料です。

日本語指導に関わる諸課題に関し、具体的な場面を想定して解決のための手だてを掲載しています。

外国人児童・生徒等が入学・編入等してきたとき

「特別の教育課程」実施に向け、体制づくりについて知りたいとき

指導の内容や方法について知りたいとき

研修の内容や方法について知りたいとき

外部の支援について知りたいとき

【日本語指導担当教員 1年目のAさんの場合】



日本語指導を初めて担当するけれど、どうすればいいだろう。

◎ 目次で確認する内容が分かるようになっています。

- 日本語指導の対象となる児童・生徒
- 日本語指導の指導体制
- 日本語指導の開始までの流れ
- アセスメントの実施
- 個別の指導計画の作成
- タイプ別に見る日本語指導モデルなど
- 日本語指導担当教員の専門性の向上

校内体制づくり、指導の内容や方法、研修等で構成しています。

見出しを見るだけで、必要な内容について、すぐに確認できます。

重要なポイントを分かりやすく解説しています。

関連資料や動画で理解を深めることができます。(デジタルブック後)

コラムで情報を補足し、チェックシートで点検できる仕組みがあります。

第1章 外国人児童・生徒等を対象とした日本語指導の特徴等への理解

1-6 外国人児童・生徒等の多様な背景

児童・生徒の背景や実情の把握・多様性の尊重

都内公立学校には、多様な背景や環境の中で育っている児童・生徒が、在籍しています。学校で日本語指導に関わる者は、外国人児童・生徒等が、自分の母語や母文化とは異なる環境で学んでいることや、社会・経済的な条件の変動により困難に直面している等、児童・生徒の実情を確実に把握するとともに、その多様な背景を生かして教育を行うことが大切です。

言語、文化	母語は、国語だけでなく理解できないことがあります。宗教的な背景により、給食など学校生活で配慮が必要になることもあります。また、日本での滞在期間が長くなることで、車検等の検定も、車検場の日本への適応状況にも違いがでてきます。既に母語で培ってきた力を発揮できる場を設けて、適応を促します。
来日理由、時期、将来設計	学校での言語の習得や学力形成は、児童・生徒の将来に大きく影響を与えます。国や地域により、学校教育の在り方や学校文化が異なることを理解しておく必要があります。キャリア教育と関連付けた取組も重要です。
家庭の環境	社会的・経済的状況の変化により、安定的に通学して学習を継続できないケースや、家族の転勤・転居等に伴い、転校を繰り返すケースなどがあります。必要に応じ、区市町村教育委員会や関係機関等と連携を図ることも大切です。

【コラム】様々な背景をもつ児童・生徒
外国人児童・生徒の中には国籍の異なる児童・生徒も含まれており、半日しているケースがあります。また、国際結婚等で、日本での滞在を余儀なくされているケースも存在します。
(ケース1) Aさんは、外国籍の父母と2歳で来日。小学校入学と同時に母国の祖父母に預けられ、その後、再来日。公立小学校に編入。学校などで使われている英語や社会理解が理解できないため、学校生活への適応に困難さが見られる。
(ケース2) Bさんは、外国籍の父母と3歳の時に来日。日本の保育園に入園。その後、小学校に入学し、現在は3年生。家では母語で話している。日本語の習得は遅い。学習意欲が少なかつたため、日本語の力が十分に発揮しおらず、授業についていくことが難しい。
(ケース3) Cさんは、日本生まれの小学校4年生。母語が祖父母にのみ話され、外国籍であるが、家庭では日本語を話しており、生活習慣などは両方の文化を併せもつ家庭で育つ。
(ケース4) Dさんは、小学校2年生で来日。宗教等日本とは違う生活習慣がある。また、母国では体育の授業がなかったため不安から体育の授業に参加できていない。
(ケース5) Eさんは、9歳で来日。日本語だが、外国で育ち、家庭の事情を考慮するため、日本語が十分ではない。
(ケース6) Fさんは、家族で来日。その後、母国の情報が変わり、日本に編入することを決断。母国で義務教育段階を修了していないため、公立中学校に入学。

※ このガイドラインは、主に文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引」、文部科学省（令和5年3月）「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」、「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」を参考に作成しました。

目次

はじめに

- ・日本語指導推進の目的と本ガイドラインの目指すもの
- ・日本語指導に関する基本的な考え方
- ・日本語指導の取組に関する6つのポイント

第1章 外国人児童・生徒等を対象とした日本語指導の特徴等への理解

1-1 日本語指導の対象となる児童・生徒	6	●●▲◆
1-2 日本語指導に関わる状況	7	●●▲◆
1-3 日本語指導で身に付ける発達段階ごとのことばの力	9	●●▲◆
1-4 外国人児童・生徒等の日本語習得の特徴	10	●●▲◆
1-5 生活言語能力と学習言語能力	11	●●▲◆
1-6 外国人児童・生徒等の多様な背景	13	●●▲◆
1-7 よりよい学校生活に向けて	14	●●▲◆

第2章 日本語指導実施に向けた環境整備

2-1 日本語指導の指導体制	16	●●◆
2-2 主な関係教職員の責務・役割等	19	●●▲◆
2-3 「特別の教育課程」の編成・実施	22	●●▲◆
2-4 日本語指導に関する施設・設備の確保・整備	25	●▲◆

第3章 日本語指導が必要な児童・生徒の受入れ体制

3-1 日本語指導の体制整備への支援	30	●▲◆
3-2 日本語指導の開始までの流れ	33	●●▲◆
3-3 日本語指導の指導・支援の実際	39	●▲◆

第4章 継続的なアセスメントと個別の指導計画

4-1 アセスメントの実施	44	●●▲◆
4-2 個別の指導計画の作成	47	●▲◆
4-3 学習評価と指導の終了	52	●●▲◆

第5章 日本語指導プログラムとコース設計

5-1 日本語指導のプログラム	54	▲◆
5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル	57	▲
5-3 日本語指導に活用できる教材・資料	70	●▲◆

第6章 専門性の向上と理解促進

6-1 日本語指導担当教員の専門性の向上	74	▲◆
6-2 全ての教職員の理解促進と資質・能力の向上	78	●●▲◆
6-3 全ての児童・生徒や保護者と地域の理解促進	79	●●▲◆

参考資料

- ・諸外国の教育事情
- ・チェックシート（校内体制づくり・年間スケジュール）
- ・関係資料
- ・関係通知文
- ・役立つ教材・指導資料の紹介

※特に確認してほしい項目（参考）

- 管理職
- 学級担任
- ▲ 日本語指導担当教員
- ◆ 日本語指導コーディネーター

日本語指導の目的と本ガイドラインの目指すもの

日本語指導の目的（東京都教育ビジョン）

東京都教育委員会は、教育基本法第17条第2項に基づき、取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン第5次」（以下「教育ビジョン」という。）を令和6年3月に策定しました。教育ビジョンは、全ての教育関係者の羅針盤であり、このガイドラインで目指すべき方向性です。

◎外国人児童・生徒等に対する日本語指導の充実

外国人児童・生徒等が、共生社会の一員として、学校生活を送ったり、教科等の授業を理解したりする上で、必要な日本語の能力や学力等社会で生きていくために必要な力を身に付けられるよう、一人一人の実態に応じた指導・支援を推進します。

本ガイドラインが目指すもの

都内の増加する外国人児童・生徒等に関する諸課題に対応するため、本ガイドラインが日本語指導の道しるべとなるよう、有識者や学校関係者の意見を踏まえ、各学校のニーズに応える情報を的確に提供し、都内公立学校に日本語指導を根付かせていきます。

小学校、中学校、高等学校等の校種を超えた連携を重視し、児童・生徒の発達や成長を踏まえ、長期的かつ継続的な指導・支援の充実を目指しています。

グローバル人材育成の観点からも、日本語の指導に留まらず、異文化理解・多文化共生の考えに基づく教育を推進します。そのため、「誰一人取り残さない」の発想に立ち、外国人児童・生徒等が未来を切り開くことができるよう学校教育等において、能力伸長の機会を最大限確保するのはもちろんのこと、自らの「長所・強み」を活用し、可能性を発揮できるようにしていきます。また、母語・母文化を含む多様な背景を尊重しつつ、学校への円滑な適応を図るとともに、学校において友達や教員等との豊かな関わり中で、社会で生きていくために必要な日本語の能力や学力等を育ていける体制づくりを目指しています。

日本語指導に関する基本的な考え方

日本語指導を推進するにあたって

公立学校には、多くの外国人児童・生徒が在籍しています。

日本は1979年に国際人権規約^(*1)を批准し、その締結国として全ての子供の基本的権利としての学習権を保障する必要があります。外国人児童・生徒の保護者が公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には、日本人児童・生徒と同様に無償で受け入れることとし、教育を受ける機会を保障としています。

学校教育において、多様化する子供たちに対して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性、包摂性を高めることが必要であることを踏まえ、以下の点に重点を置き、日本語指導を推進します。

(*1) 国際人権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）から一部抜粋

日本語指導を推進することにより、

- ◎ 「誰一人取り残さない」の発想に立った、教育機会を最大限確保するための体制を整備する。
- ◎ 外国人児童・生徒等が学校生活において、資質・能力を十分に発揮し、自己実現に向けて必要な力を身に付けられるようにする。
- ◎ 全ての児童・生徒の多文化共生への意識を高め、グローバル化が進む社会において活躍するための力を育む。
- ◎ 日本語指導に関わる教員の専門性の向上及び教職員の多文化共生への意識を醸成させ、資質・能力を高める。



多文化共生社会を見据えて

多文化共生社会を見据え、外国人児童・生徒等が、共生社会の一員として国籍等に関係なく、共に尊重し合い、学校生活において協働していくことのできる環境を構築することが大切です。

学校は、外国人児童・生徒等の教育を学校全体で位置付け、多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成や多様性を生かした教育活動に取り組むなど、外国人児童・生徒等との共生が、在籍する児童・生徒の成長にもつながることを認識し、異なった文化を互いに理解するとともに、他者を理解して、相互に助け合い、認め合う態度を育みます。

日本語指導に関する基本的な考え方

全ての教職員で

外国人児童・生徒等は、多くの時間を在籍学級で過ごします。外国人児童・生徒等への指導・支援は、担当教員のみが行うのではなく、全ての教職員が当該児童・生徒への理解を深め、組織的に取り組む必要があります。その上で、日本語学級等での指導内容や成果、児童・生徒の様子等を学校全体で共有するとともに、児童・生徒の多様性を尊重した生活指導や進路指導などを実施します。これらのことを実施するためには、校長が作成する学校経営方針に多文化共生や、外国人児童・生徒等の対応についての方針を明確に位置付けた上で、管理職、学級担任、学年や担当分掌の教員、養護教諭等が連携し、在籍校か日本語学級設置校かに関わらず、全ての教職員が指導・支援の当事者であるという意識をもって取り組むことが重要です。

4つのキーワード

方針の明確化

指導・支援の**方針の明確化**を図り、全ての学校、全ての教職員で行うことを意識化

把握

一人一人の実態に応じた指導・支援につなげる継続的なアセスメントによる**把握**

継続

個別の指導計画等に基づく、小学校・中学校・高等学校での**継続**した指導・支援

連携

関係機関と**連携**し、誰一人取り残さずに児童・生徒の自己実現に向けた指導・支援

日本語指導の取組に関する6つのポイント

6つのポイント

どの学校でも、外国人児童・生徒等を受け入れる可能性があります。学校ではこれまでに取り組んできた内容も踏まえ、このガイドラインを活用して、6つのポイントに一体的に取り組むことで、外国人児童・生徒等が、必要な日本語の能力や学力等、社会で生きていくための基礎を養い、自己実現を果たすために必要な力を身に付けられるようにしていきます。

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1 外国人児童・生徒等を対象とした日本語指導の特徴等への理解 | 児童・生徒の言語習得は、成人とは異なる特徴があるほか、文化の違い等から、学校生活で配慮すべきことがあります。日本語指導の特徴に加えて、日本語指導に関する制度や指導体制、各自治体の仕組みなどについて理解を深めることで、児童・生徒の実態に応じた指導・支援につなげます。 |
| 2 日本語指導実施に向けた環境整備 | 教職員が自分の役割を理解し、外国人児童・生徒等が学びやすい環境を整備します。環境整備の在り方について理解を深め、学校全体で児童・生徒の言語能力等の学びにつなげます。 |
| 3 日本語指導が必要な児童・生徒の受入れ体制 | 児童・生徒の入学・編入等は、言語だけでなく、日本の学校生活への適応などの課題があります。日本語指導の受入れ体制について理解を深めることで、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにします。 |
| 4 継続的なアセスメントと個別の指導計画 | 児童・生徒へのアセスメントには、日本語指導の要否等を判断する診断的評価のほか、形成的評価、総括的評価があります。アセスメントの意義や個別の指導計画について理解を深めることで、計画的な指導・支援につなげます。 |
| 5 日本語指導プログラムとコース設計 | 児童・生徒への日本語指導は、ことばの力（3つの柱）の習得が重要です。日本語指導のプログラムとコース設計を学び、一人一人の実態に応じた指導・支援を実施することで、児童・生徒に必要な力を育みます。 |
| 6 専門性の向上と理解促進 | 学校全体で組織的に取り組むためにも、全ての教職員が外国人児童・生徒等教育や日本語指導の質的向上を意識します。それぞれの立場で関わり方や役割を検討し行動するために、研修・研鑽を行うことが期待されます。 |

第1章 外国人児童・生徒等を対象とした日本語指導の特徴等への理解

児童・生徒の言語習得は、大人とは異なる特徴があるほか、文化の違い等から、学校生活で配慮すべきことがあります。日本語指導の特徴に加えて、日本語指導に関する制度や体制、各自治体の仕組みなどについて理解を深めることで、児童・生徒の実態に応じた指導・支援につなげます。

1-1 日本語指導の対象となる児童・生徒

本ガイドラインでは、「外国人児童・生徒等」、「日本語指導が必要な児童・生徒」という言葉を使っています。どのような児童・生徒が、日本語指導の対象となる児童・生徒であるのかについて学びます。

1-3 日本語指導で身に付ける発達段階ごとのことばの力

日本語指導で身に付けることばの力（3つの柱）やこの力の育成を目指す上で重要となる発達や成長を見据えた目指す児童・生徒の姿について学びます。

1-5 生活言語能力と学習言語能力

ことばを運用する力を2つの側面から理解することは、児童・生徒の適正な実態把握及び指導内容の充実につながることを学びます。

1-2 日本語指導に関わる状況

日本語教育の推進に関わる法律等から国の動向について、また、日本語指導の実施状況調査等の結果などから、日本語指導が必要な児童・生徒の現状について学びます。

1-4 外国人児童・生徒等の日本語習得の特徴

外国人児童・生徒等の日本語習得は、大人の外国語学習における言語習得とは、大きく異なることについて学びます。

1-6 外国人児童・生徒等の多様な背景

多くが家族の都合や社会的状況が原因で来日するため、必ずしも望んで日本に来ているわけではありません。児童・生徒の多様な背景について学びます。

1-7 よりよい学校生活に向けて

よりよい学校生活を送れるように、文化の違いや言語の習得が十分でないこと等を踏まえて、児童・生徒の立場に立った支援が必要なことを学びます。

日本語指導が必要な児童・生徒が増えているのは本当ですか。

日本語指導が必要な児童・生徒が抱える問題は何ですか。

どのような子供が、日本語指導が必要な児童・生徒なのですか。

日本語指導で身に付けることばの力には、どのようなものがありますか。

1-1 日本語指導の対象となる児童・生徒

日本語指導が必要な児童・生徒とは

本ガイドラインでは、対象となる児童・生徒について「日本語指導が必要な児童・生徒」、「外国人児童・生徒等」という言葉を用いて表現しています。

【日本語指導が必要な児童・生徒】^(*1)

海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、重国籍や保護者の一人が外国籍である等の理由で日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情により、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒」

【外国人児童・生徒等】^(*2)

外国籍の児童生徒に加え、日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒

「日本語指導が必要な児童生徒」とは、学校での生活や学習のための日本語能力が十分でない外国人児童生徒等であって、日本語の能力に応じた特別な指導を行う必要がある者を指す。この特別の指導は、必ずしも日本語の能力を高めるための指導に限られず、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、教科指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導が想定される。^(*3)

(*1) 文部科学省（平成26年1月）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」Q & Aから引用

(*2)、(*3) 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議（平成28年6月）「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」から引用

1-2 日本語指導に関わる状況

日本語指導が必要な児童・生徒の現状（東京都）

都内公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の学校種別在籍状況は、令和4年5月1日現在、外国籍の児童・生徒が約3400人、日本国籍の児童・生徒が約900人であり、新型コロナウイルス感染症まん延防止による入国制限措置等を要因として横ばいでしたが、今後増加することが予想されます。（表1）

都内公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の言語別在籍状況は、現在、中国語、フィリピン語で約半数を占めます。（表2）

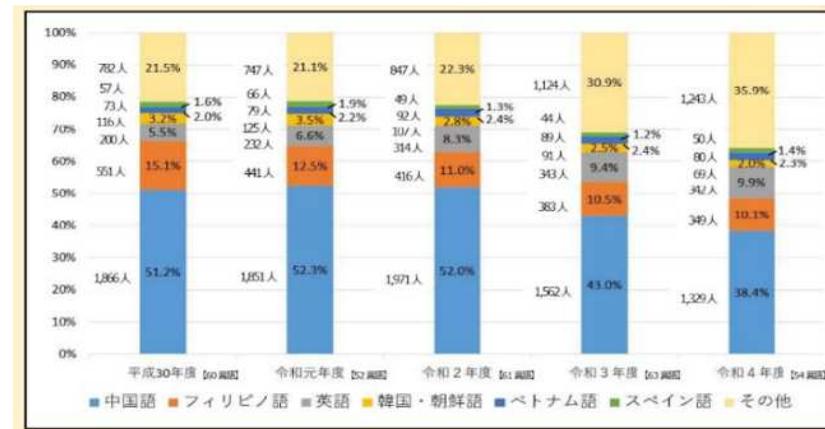
文部科学省が調査を実施していない年度については、東京都が独自に調査を実施し、受入状況の把握に努めています。

（表1）東京都公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の学校種別在籍状況

【外国籍】		(令和4年5月1日現在) (単位:人)				
校種	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校		1,857	1,927	2,112	2,053	2,031
中学校		1,027	871	913	797	683
高等学校		722	691	709	718	685
中等教育学校		0	0	0	1	0
義務教育学校		27	17	37	28	35
特別支援学校		12	35	25	39	28
合計		3,645	3,541	3,796	3,636	3,462

【日本国籍】						
校種	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校		687	671	651	695	589
中学校		205	198	210	205	205
高等学校		46	51	77	73	107
中等教育学校		0	0	2	17	0
義務教育学校		0	0	5	7	6
特別支援学校		3	4	6	13	8
合計		941	924	951	1,010	915

（表2）東京都公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の言語別在籍状況



【コラム】地区ごとの現状

外国人人口を区市町村別にみると、新宿区（42,837人）が最も多く、次いで江戸川区（41,710人）、足立区（38,444人）の順になっています。国籍別で見ると、中国国籍は江東区、フィリピン国籍は足立区、韓国国籍は新宿区、ベトナム国籍及びインド国籍は江戸川区に最も多くなっています。その隣接区である豊島区や板橋区、江東区も外国人人口が多くなっています。その他、これら地域のように外国人人口が集中していても、外国人が居住している場合があり、各地区の外国人人口も増加傾向にあります。子供の母語は多様であり、日本語を母語としない子供たちが集住する地区と散在する地区が混在している特徴があります。

(*5)

(*5) 数値は、東京都総務局統計部（令和5年10月）「東京都の統計」（外国人の人口）を参考に作成

1-2 日本語指導に関わる状況

国の動向

- ・平成26年4月 「学校教育法施行規則の一部改正」により、小・中学校段階での「特別の教育課程」の編成・実施開始
- ・令和2年6月 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月）に基づき「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定
- ・令和3年1月 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、児童・生徒等に対する日本語指導やキャリア支援の充実等を図ることを提言
- ・令和5年4月 「学校教育法施行規則の一部改正」により、高等学校段階での「特別の教育課程」の編成・実施開始
- ・令和5年6月 「教育振興基本計画」において、日本で学ぶ外国人等への教育の具体的な目標を提言

「多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現^(*)

(*)令和5年4月「教育振興基本計画」より

学習指導要領

【学習指導要領 総則（抄）】（「小学校学習指導要領」平成29年告示より）

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

※中学校、高等学校、特別支援学校においても、それぞれの学習指導要領に記載があります。

1-3 日本語指導で身に付ける発達段階ごとのことばの力

日本語指導で身に付けることばの力

児童・生徒の中には、日常的な会話に支障がないため、指導・支援の必要性が見過ごされている場合があります。日本語指導で身に付ける力は、日常的な会話によるコミュニケーションのための日本語の力に留まらないことを理解しておく必要があります。

【ことばの力（3つの柱）】 (*7)

- (1) 学校・社会生活におけるコミュニケーションのための日本語の力を身に付ける。 ≡生活言語能力
- (2) 教科等の学習に参加するための日本語の力を高める。 ≡学習言語能力
- (3) アイデンティティ形成・自己実現のために、ことばを使う力を育む。

(*7)文部科学省 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画コンテンツ「日本語指導の方法1」から一部抜粋

発達段階ごとの児童・生徒の目指す姿

各学校では、発達や成長を見据えて教育の連続性を重視し、目指す児童・生徒の姿を共有します。

小学校

生活を送ることから 学習への参加へ



生活に必要な日本語を学びながら、仲間との対話や協働学習を通して、コミュニケーションや学習に参加するための日本語の力を高めることを目指します。

中学校

学習参加から自己実現 に向けて



生活や学習に必要なことばを獲得しながら、将来なりたい姿をイメージし、思考し探究するためのことばの力や学力の向上を目指します。

高等学校

自律的な学習者から 社会の一員へ



学習内容を自ら選択し、社会的役割を意識しながら自律的にことばを学び、自己実現のためのことばの力を伸ばすことを目指します。

1-4 外国人児童・生徒等の日本語習得の特徴

大人とは異なる言語習得

児童・生徒は、認知面が発達途上であるため、外国人児童・生徒等の日本語習得は、大人の外国語学習における言語習得とは大きく異なる面があります。学校教育では、日本語の習得と併せ、認知的な発達を促していくことを教職員が理解した上で、指導・支援する必要があります。

幼児の言語獲得

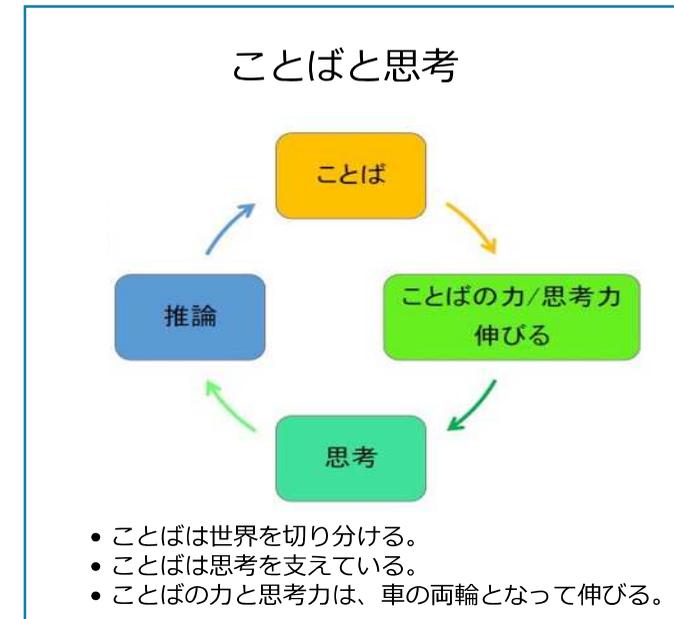
- ・成長発達と言葉の習得が同時に行われる。
- ・日常生活で使われる単語や表現を、場面との関係の中で丸ごと覚えたり、真似たりしながらことばを習得していく。
- ・「話しことば」が十分に育ってから、「書きことば」の習得が始まる。

大人の外国語学習

- ・新しいことばに触れる時間は限られている。
- ・既に認知的な発達を遂げており、その力を使って言葉の習得が行われる。
- ・既に「書きことば」は習得しており、そのことばの力を新しい言語に転移できる。

外国人児童・生徒等の言語習得

- ・まだ発達途上の認知力と十分に習得していない、わずかな日本語で、発達を支える。
- ・文化間移動した年齢の影響が大きい。
- ・時間的な制約や社会的関係性の影響がある。



(*8)文部科学省 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画コンテンツ「外国人児童生徒等教育の考え方」から一部抜粋

1-5 生活言語能力と学習言語能力

ことばの2つの側面

日常会話等の力「生活言語能力」と学習で求められる力「学習言語能力」は、違うとされています。どちらも豊かな言語環境が必要となりますが、教職員による支援のもと「生活言語能力」は、ある程度は日常の生活の中で身に付くと言われています。一方、「学習言語能力」は、生活の中で身に付きにくく、日本語指導担当教員が中心となり、校内で計画的な支援が必要です。

「生活言語能力」とは

- ・ 1対1の場面での日常的で具体的な内容について、口頭でやり取りする力 (*9)
- ➡習得に2年程度かかる
- (例) ・ 温める、冷たくなる ・ 「それ、持ってきて！」

日常生活のことば

「学習言語能力」とは

- ・ 言語のみで理解したり、表現したりできる力
- ・ 情報を分析したり関係付けしたりしながら、自分の考えを構成し判断するといった思考を支えることばの力
- ➡習得に最低でも5年程度かかる
- (例) ・ 熱する、冷却される
- ・ 日向の地面は温かい。太陽の光が地面を温めるからだ

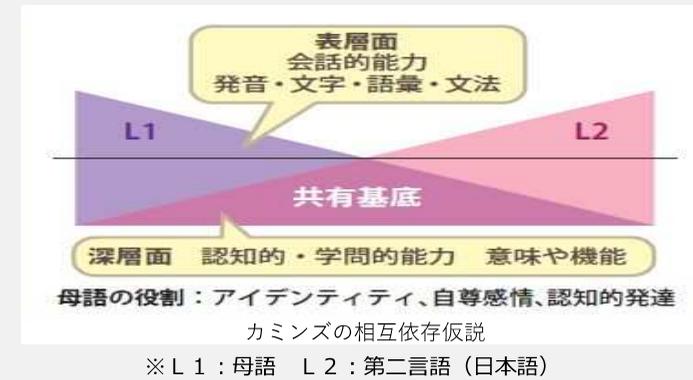
授業のことば

(*9)文部科学省 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画コンテンツ「外国人児童生徒等教育の考え方」を参考

1-5 生活言語能力と学習言語能力

【コラム】日本語の力と母語の力 ^{(*)10}

日本語を学ぶ児童・生徒の言葉能力を捉える上で重要な要素として、第一言語である母語の発達状況があります。母語と第二言語（ここでは、日本語）の関係については、深層面の認知的・学問的な側面を支える力の部分を共有していると言われています（図参照）。児童・生徒は、言語を用いて体系的、意図的な教育を受け、読み書きの学習を通して、徐々に認知的、学問的な側面が育まれていきます。このように、思考するために言語を使用する力や、抽象化・一般化して物事を表現する力といった、認知的・学問的な言語の能力や、言葉の意味や機能などの体系化された知識は、第二言語を学ぶときにも活性化されると言われています。この深層面の力は、小学校の高学年ぐらいまでに発達すると言われています。そのため、低学年で来日した児童の場合は、意図的な母語の習得か、日本語指導の実施かのどちらかを促進する必要があります。場合によっては、どちらの言語も思考する力が未発達という状態（ダブルリミテッド）になることがあります。その場合、言語の問題だけではなく、教科学習にも影響がでます。



(*)10) 文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」を一部抜粋

【コラム】「日本語の習得のためには、家庭でも日本語を使うべき？」（児童・生徒にとって大切な学びの場でもある家庭環境）

環境の一つに家庭環境があります。外国人児童・生徒等の場合、家庭で使用される言語は、日本語の場合もあれば、母語の場合、日本語と母語の両方の場合など様々です。そのため、家庭で使用される言語によって、指導・支援の在り方も異なってきます。

「日本語教育の推進に関する法律」第三条（基本理念）には、「（略）外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保」のほか、「幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮」することが示されています。このように、母語の保持は、外国人児童・生徒等にとって将来の自己決定等に関わるアイデンティティの形成に影響することであり、日本語指導を実施する際にも、この視点を忘れないように指導・支援するとともに、幼小連携も視野に入れて取組を実施することが求められます。

1-6 外国人児童・生徒等の多様な背景

児童・生徒の背景や実情の把握・多様性の尊重

(*11)

都内公立学校には、多様な背景や環境の中で育っている児童・生徒が、在籍しています。学校で日本語指導に関わる者は、外国人児童・生徒等が、自分の母語や母文化とは異なる環境で学んでいることや、社会・経済的な条件の変動により困難に直面している等、児童・生徒の実情を確実に把握するとともに、その多様な背景を生かして教育を行うことが大切です。

言語、文化

母語は、国籍だけで判断できないことがあります。宗教的な背景により、給食など学校生活で配慮が必要になることもあります。また、日本での滞在期間が長くなることで、家庭内の使用言語も、家族間の日本への適応状況にも違いがでてきます。既に母語で培ってきた力も発揮できる場を設けて、適応を促します。

来日理由、時期、将来設計

学校での言語の習得や学力形成は、児童・生徒の将来に大きく影響を与えます。国や地域により、学校教育の在り方や学校文化が異なることを理解しておく必要があります。キャリア教育と関連付けた取組も重要です。

家庭の環境

社会的・経済的状況の変化により、安定的に通学して学習を継続できないケースや、家族の転勤・転職等に伴い、転校を繰り返すケースなどがあります。必要に応じ、区市町村教育委員会や学校経営支援センター、関係機関等と連携を図ることも大切です。

(*11) 文部科学省（平成31年3月） 「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」を参考

【コラム】様々な背景をもつ児童・生徒

外国人児童・生徒等の中には保護者の仕事等の都合により、本人の意に沿わず、来日しているケースがあります。また、国際情勢等で、日本での滞在を余儀なくされているケースもあります。

〔ケース1〕 Aさんは、外国籍の父母と2歳で来日。小学校入学と同時に母国の祖父母に預けられ5年生まで過ごし、再度来日。公立小学校に編入。学校などで使われている言語や社会規範が理解できないため、学校生活への適応に困難さが見られる。

〔ケース2〕 Bさんは、外国籍の父母と3歳の時に来日。日本の保育園に入園、その後、小学校に入学し、現在3年生。家では母語で話している。日本語に接する機会や学習機会が少なかったために、日本語の力が十分に発達しておらず、授業についていくことが難しい。

〔ケース3〕 Cさんは、日本生まれの小学校4年生。母親が幼少期に来日し日本で育っている。外国籍ではあるが、家庭では日本語も使っており、生活習慣などは両方の文化を併せもつ家庭で育つ。

〔ケース4〕 Dさんは、小学校2年生で来日。宗教等日本とは違う生活習慣がある。また、母国では体育の授業がないため不安から体育の授業に参加ができていない。

〔ケース5〕 Eさんは、9歳で帰国。日本国籍だが、外国で育ち、家庭の言語は英語のため、日本語の能力が十分に発達していない。

〔ケース6〕 Fさんは、家族で来日。その後、母国の情勢が変わり、日本に留まることを決断。母国で義務教育段階を修了していないため、公立中学校に入学。

1-7 よりよい学校生活に向けて

よりよい学校生活を送れるように配慮すること

(*12)

学校に入学・編入してきた外国人児童・生徒等が、安心して学校生活を送れるよう、安心できる人・場所をつくり、言語や学校及び生活の文化等の違いから感じる戸惑いや不安をできるだけ取り除くとともに、自己肯定感を醸成できるように配慮します。

安心できる人・場所

- ・教職員に限らず自分を受け入れ、安心させてくれる人
- ・在籍学級や特別な指導を行う「日本語学級」、保健室などの場所

自己肯定感の醸成

- ・かけがえのない存在であることを児童・生徒自身が実感できるように配慮
- ・児童・生徒が認められる場、活躍できる場等の設定
- ・母語・母文化や文化的背景への配慮

学習のための言語習得

- ・成人の日本語学習者とは異なり、母語（あるいは第一言語）が習得途上
- ・学習に必要な日本語の力は、簡単に身に付くものではないことへの理解

学力の向上

- ・日本語による学力の積み重ね
- ・学習保障に対する教職員の共通認識

(*12) 文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」を参考

【コラム】安心して学校生活を送るための取組

安心して学校生活を送るようにするため、児童・生徒が学校生活を送る場所や授業等、様々な場面を想定して配慮することが必要です。

- 〔ケース1〕 A校では、保健室に多言語で示されたパンフレットを用意
- 〔ケース2〕 B校では、学校内の掲示を多言語で表示
- 〔ケース3〕 C校では、母語を話せるボランティア等に相談できる機会を設定
- 〔ケース4〕 D校では、部活動に国際クラブを設置

【コラム】「公立学校に在籍する在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育指導について（通知）」

2 在日外国人幼児・児童・生徒の日常の指導上の留意点

(2) 学習指導において

- ② 日本語指導が必要な外国人幼児・児童・生徒に対し、日本語指導を一層充実させ、日本の生活習慣・文化等を正しく理解する学習を通して、学校生活や社会生活に適応するために必要な資質・能力を育成できるように留意する。

(令和6年1月19日付5教指企第1008号「公立学校に在学する在日外国人幼児・児童・生徒に係る教育指導について（通知）」)

第2章 日本語指導実施に向けた環境整備

教職員が自分の役割を理解し、外国人児童・生徒等が学びやすい環境を整備します。環境整備の在り方について理解を深め、学校全体で児童・生徒の言語能力等の学びにつなげます。

2-1 日本語指導の指導体制

学校における指導・支援の重要な視点、児童・生徒の環境への適応の過程など、指導体制を構築する際に、事前に理解しておくべきことを学びます。

2-2 主な関係教職員の責務・役割等

外国人児童・生徒等の指導・支援には、様々な人が携わっています。それぞれの役割について理解し、連携して取り組むためのポイントを学びます。

2-3 「特別の教育課程」の編成・実施

「特別の教育課程」を編成・実施することは、日本語指導が必要な児童・生徒へのきめ細かな指導につながります。「特別の教育課程」を編成・実施する際のポイントを学びます。

2-4 日本語指導に関する施設・設備の確保・整備

日本語教室だけでなく、日本語指導が必要な児童・生徒にとって大切な環境について、写真で確認しながら具体的に学びます。

日本語指導が必要な児童・生徒の指導体制で、気を付けることはありますか。

管理職は、何に気を付けて教職員へ指導・助言をすればよいですか。

学級担任には、どのような役割がありますか。

日本語指導コーディネーターの役割は、何ですか。

日本語指導の学習環境は、どのように工夫をすればよいですか。

2-1 日本語指導の指導体制

日本語指導の体制づくり

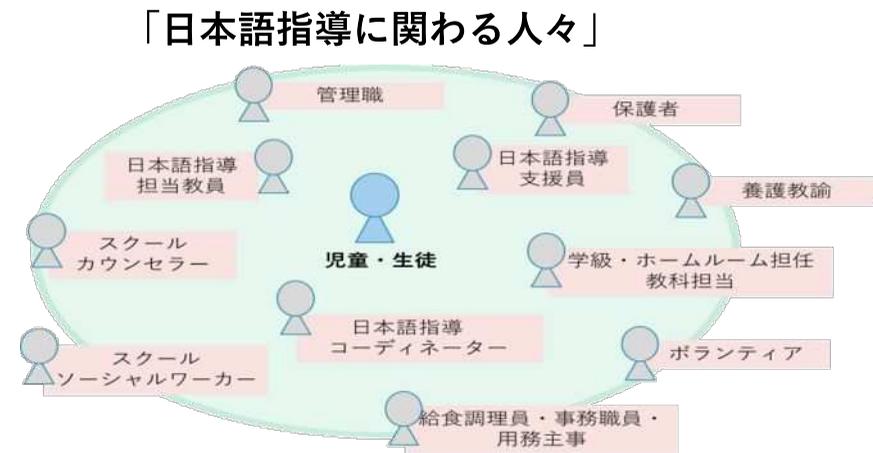
日本語指導の体制構築に当たっては、校内体制を整備し、学校を取り巻く関係機関、支援施設（社会福祉分野を含む）等と連携を図り、よりよい指導・支援が実施できるようにしていく必要があります。

校内では、児童・生徒の日本語学級等での指導の成果や様子等を学校全体で共有することや、児童・生徒の居場所づくり、文化的背景に配慮した生活指導や進路指導に、全ての教職員が組織的に取り組みます。

日本語指導に関わる人々

学級担任、日本語指導担当教員、養護教諭などをはじめ、外部関係者を含む様々な人が、外国人児童・生徒等の指導・支援に携わっています。

在籍校か日本語学級設置校かに関わらず、全ての人々が、日本語指導を必要とする児童・生徒に対する理解を深め、情報を共有するとともに、各々の役割を理解し、連携して取り組むことが大切です。



【コラム】校内連携の実際 校内支援委員会を設置した取組事例・高等学校（在京外国人生徒募集枠設置校）

- ・在京外国人生徒に対する支援組織として、「在京外国人生徒支援委員会」を設置
管理職・生徒指導・進路指導・教務・総務保健・各学年の担当で構成
委員が在京外国人生徒に関する支援、年5回の定例会や全体への研修会（第1回：やさしい日本語、第2回：在留資格）の開催等を担当
- ・4月に在京外国人生徒関連の年間スケジュールを教務部在京事務局として、以下の内容について校内で共有を図る。
 - ①年度当初に時期と内容を整理して、生徒・保護者へ伝えるべき情報……入学後の生活、学習、資格取得、進路関連、など
 - ②教員が知っておきたい情報……在留資格、外部機関、都の支援制度の使い方、申請手順、日本語能力検定試験（スケジュール、難易度と必要性）、卒業後に就職する場合と進学する場合の注意点など
 - ③在京外国人生徒関連の年間スケジュール及び分掌ごとの役割分担
- ・その他、域内での中高連携説明会や高大連携締結校と連携して日本語指導講座を実施

2-1 日本語指導の指導体制

日本語指導の形態 (*1)

指導の形態

- ・ 在籍する学校で指導を受ける。
- ・ 日本語学級設置校等に週に何時間か通級し、指導を受ける。
- ・ 日本語指導を担当する教員が、児童・生徒の在籍する学校を巡回して指導を行う。

指導の方法

- ・ 取り出し指導：一般の授業の教室とは別の教室で指導を行う。
- ・ 入り込み指導：別の教員や母語支援者等がその授業に入り込み、傍らで通訳したり、やさしく言い換えたりして支援する。

(*1) 文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」を参考

「特別の教育課程」 (*2)

児童・生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的として、児童・生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語指導を、在籍学級の教育課程に位置付け、在籍学級以外の教室で行う教育の形態を言います。日本語指導が必要な児童・生徒にとっては、特別の指導及び学習評価が行われることにより、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を受けられるようになることが期待できます。

(⇒2章の3「『特別の教育課程』の編成・実施」、3章の2「日本語指導の開始までの流れ」を参照。)

(*2) 文部科学省（平成26年4月）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」Q & Aを一部抜粋

【コラム】小学校・中学校の日本語指導の仕組みと日本語指導が必要な生徒の高校入学

◎小学校・中学校

日本語学級：日本語指導が必要な児童・生徒等のために、日本語習得を目的とした授業を行うために設置された学級（区市町村教育委員会が設置）

日本語指導加配教員：日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校における、当該児童・生徒への指導・支援の充実を図るため配置

◎都立高等学校（海外帰国生徒等入学者選抜）

・ 海外帰国生徒等対象：日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者など一定の応募資格に該当する海外帰国生徒が対象

・ 引揚生徒対象：保護者が引揚者である者など一定の応募資格に該当する引揚生徒が対象

・ 在京外国人生徒対象：外国籍を有し、中学校を卒業した人又は、現地校を終了した者で入国後の在日期间が入学日現在原則として3年以内であるなど、一定の応募資格に該当する在京外国人の生徒が対象

2-1 日本語指導の指導体制

日本語指導の様々な形態

「特別の教育課程」による指導のほか、放課後に日本語指導ボランティア等による補習などが実施されています。また、一部の都立高等学校においては、学校設定科目での「日本語」や習熟度別授業等が実施されています。

教育課程内

()内の時間数等は例です。

小学校・中学校

取り出し指導：自校（＊「特別の教育課程」）

日本語学級で担当教員による指導、加配教員による取り出し指導
(週1～2回 2時間程度)

取り出し指導：他校通級（＊「特別の教育課程」）

他校に設置のある日本語学級で担当教員による指導（週1回 2時間程度）

入り込み指導（授業支援）

通常の学級において支援員や加配教員等による授業支援（週2回 1時間程度）

高等学校

取り出し指導：自校（＊「特別の教育課程」：単位取得）

担当教員による取り出し指導、担当教員と支援員による取り出し指導
(週1～2回 2時間程度)

習熟度別授業：自校（教科（国語・社会等）：やさしい日本語による授業）

教科教員や講師による指導（教科の少人数指導）

学校設定科目：自校（例…日本語Ⅰ）

担当教員や講師による指導（学校設定科目として日本語を設置）

入り込み指導（授業支援）

教科指導において支援員等による授業支援（週2回 1時間程度）

放課後等教育課程外

小学校・中学校

補習：自校

有償ボランティア等による支援
(日本語指導・教科の先取り学習)

プレクラス：他施設通級

教員委員会の施設等で民間委託業者講師等による日本語の初期指導（初期の一定期間）

高等学校

補習：自校

有償ボランティア等による支援
大学と連携した支援：学生の派遣
(日本語指導・教科の補習)

春期・土曜日本語講座

英語・中国語・ネパール語・日本語
による日本語初期指導
(申込制・言語別クラス分けによる指導)

2-2 主な関係教職員の責務・役割等 (*3)

管理職

管理職には、外国人児童・生徒等への指導・支援に対してビジョンをもち、日本語指導の指導体制においてリーダーシップを発揮する役割があります。そのため、管理職が率先して研修に参加する等、日本語指導に関する知識や理解を深めるとともに、日本語指導に関する教育方針等を明確に示し、全ての教職員の理解を促しながら、学校全体での取組の充実を図ります。他校に通級する児童・生徒がいる場合は、管理職が受入れの学校と連携を図るようにします。

在籍学級担任

外国人児童・生徒等の受入れが、学級の児童・生徒にとって、多様な価値観や考え方を知り、成長できる機会にもなるという認識に立ち、学級担任は、全ての児童・生徒を大切にす広い視野をもって、個に応じたきめ細かな指導・支援を実施します。

特に、小学校、中学校の児童・生徒は、学校生活のほとんどを在籍学級で過ごすため、日本語指導担当教員等と連携を図りながら、児童・生徒の日本語の能力の習得状況やできること（その子供自身の強み）を把握し、在籍学級で学習に取り組めるようにします。

◎管理職の役割

- ・全教職員で取り組む指導・支援体制の構築
- ・日本語指導の支援制度の理解と活用
- ・保護者との信頼関係の構築
（児童・生徒や保護者を安心させる面接等）
- ・日本語指導に関わる教員への声掛け
- ・地域連携のコーディネート
- ・外国人児童・生徒等教育の学校経営方針や校務分掌への位置付け
- ・他校との連携（他校通級の場合） など

◎在籍学級担任の役割

- ・日本語指導の担当や保護者との連携
- ・子供自身の強みを理解し、外国人児童・生徒等が自信をもって学校生活を送るための支援
- ・誰にでもやさしい、教室環境、授業づくり など

2-2 主な関係教職員の責務・役割等

教科の担当者

日本語指導が必要な児童・生徒が参加しやすい授業を心掛けることに加え、対象となる児童・生徒が自己肯定感を高められるように児童・生徒の母語や母文化を意識して授業に取り入れるようにするなど、在籍学級担任と連携して指導・支援を実施します。

◎教科の担当者の役割

- ・参加しやすい授業づくり
(誰にでもやさしい、教室環境、授業づくり)
- ・児童・生徒が自己肯定感を高める雰囲気づくり
- ・学年の教員全員で、児童・生徒を支援

など

日本語指導担当教員

日本語指導担当教員とは、外国人児童・生徒等に直接関わり、日本語指導を中心的に行っている教員を言います。日本語指導担当教員は、外国人児童・生徒等が、日本語の能力の習得や学校生活の充実を図れるよう、在籍学級担任等や日本語指導コーディネーターなどの関係教職員と連携し、日本語指導を実施します。

日本語指導に関する研修等に積極的に参加し、外国人児童・生徒等への指導の専門性の向上に努め、指導・支援を実施します。

◎日本語指導担当教員の役割

- ・児童・生徒への教育活動
(取り出し指導や在籍学級等での指導や配慮等に係る助言)
- ・校内の連携・共通理解
(在籍学級等校内委員会への参画)
- ・家庭との連携・共通理解
- ・外部機関・地域との連携

など



2-2 主な関係教職員の責務・役割等

日本語指導コーディネーター

日本語指導コーディネーターは、「特別の教育課程」の編成・実施に当たり、特別の指導に係る調整や研修の実施等、日本語指導の推進役として、校内における外国人児童・生徒等の指導・支援の充実を図る役割を担います。

都立高等学校においては、「特別の教育課程」を実施する学校に、日本語指導コーディネーターの配置を促しています。小・中学校においては、校務分掌の一つとして日本語指導コーディネーターを位置付けるなどして、日本語指導の充実を図れるようにします。

※ 日本語指導担当教員が日本語指導コーディネーターを兼務していることがあります。

◎日本語指導コーディネーターの役割

- ・ 個別の指導計画・評価計画等の作成
- ・ 学級担任等への助言
- ・ 校内委員会、校内研修会等の企画及び運営
- ・ 日本語指導支援員の派遣等に関わる業務
- ・ 大学、NPO等関係機関等との連携
- ・ 保護者や学校間の引継ぎ等の連絡調整
- ・ その他、日本語指導に係る業務への対応

など

(*3) 文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」を参考

2-3 「特別の教育課程」の編成・実施

「特別の教育課程」の概要

(*4)

「特別の教育課程」は、児童・生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的として、児童・生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程に位置付け、在籍学級以外の教室で行う教育の形態です。「特別の教育課程」による指導は、学校教育法施行規則の一部改正により、小学校・中学校では平成26年度から、高等学校では令和5年度から開始されています。

実施目的

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童・生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導

実施について

児童・生徒一人一人の日本語の能力等を踏まえて個別の指導計画を作成し、個別の指導目標、指導内容等を決定して実施

対象となる児童・生徒

国籍を問わない。学校生活や、各教科等の学習活動に取り組むための日本語の能力が十分でない児童・生徒
※日本国籍や日本生まれであっても、該当する場合がある。

実施の可否

教育課程を編成する在籍学校の校長の責任の下に実施
小学校・中学校は、管轄する区市町村教育委員会、都立学校は東京都教育委員会へ、特別の教育課程届の提出

指導体制

日本語指導を担当する教員（教員免許を取得している者）
※ 日本語指導コーディネーター、日本語指導補助員、日本語支援者・母語支援者なども関わる。

実施形態

- ・在籍する学校における指導
- ・他の学校に週に何時間か通級して受ける指導
- ・日本語指導を担当する教員が、児童・生徒の在籍する学校を巡回して受ける指導

指導標準時間

- ・義務教育：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。
- ・高等学校：21単位を超えない範囲で、高等学校等が定めた全課程の修了を認めるのに必要な単位数のうちに加えることができる。※教育課程の編成上、「特別の教育課程」をもって替えることができない科目がある。

(*4) 文部科学省（平成26年4月）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」Q & Aを一部抜粋

2-3 「特別の教育課程」の編成・実施

小・中学校と高等学校の相違点

(*5)

小学校・中学校段階と高等学校段階で「特別の教育課程」の実施条件に違いがあります。

小学校・中学校

- ・在籍学級から別教室で、「取り出し」指導できる教科に、特に制限はない。
- ・各教科の年間標準時数の一部の時間を取り出して、指導することができる。
- ・できるだけ早く、在籍学級のみでの指導に戻すということが目的となる。

「特別の教育課程」（文部科学省）：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

高等学校

- ・「特別の教育課程」による日本語指導の時間は、単位として認定される。
- ・必履修教科・科目や総合的な探究の時間等は、「特別の教育課程」をもって替えることができない。
- ・単位として認定するため、小・中学校のように、ある教科・科目の一部のみを取り出して指導するという形は基本的にはとらない。同様に、「特別の教育課程」の日本語指導から、学期の途中で在籍学級での教科の授業に戻ることは基本的にはない。

「特別の教育課程」（文部科学省）：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00043.html

(*5)令和5年3月 文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」を一部抜粋

2-3 「特別の教育課程」の編成・実施

都立高等学校等における「特別の教育課程」

(*6)

仕組みについて

○単位認定

生徒が履修し、その成果が満足できると認められる場合には、単位の修得を認定
学期ごとの認定や、2以上の年次にわたる修得認定も可能
21単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることができる。

○教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

教育課程に加える…各教科・科目等の授業のない時間に日本語指導の時間を設定
教育課程の一部に替える…選択教科・科目等の授業時間に日本語指導の時間を設定

○日本語の能力に応じた特別の指導に替えることができない教科・科目

必履修教科・科目、総合的な探究の時間、普通科以外の普通教育を主とする学科において
全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、専門学科において全ての生徒に履修
させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、特別活動

○「特別の教育課程」に関わる教員等

- ・日本語指導担当教員：日本語の能力に応じた特別の指導を行う教員
- ・日本語指導コーディネーター：日本語の能力に応じた特別の指導に係る調整を行う教員
- ・日本語指導支援員：日本語指導担当教員とともに日本語指導等を行う外部人材

日本語指導担当教員

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う
- ・在籍校の専任の教員が担当する
- ・日本語指導の経験があることが望ましい
- ・担当する授業の時は、講師時数算定上の持ち時数に含めることができる

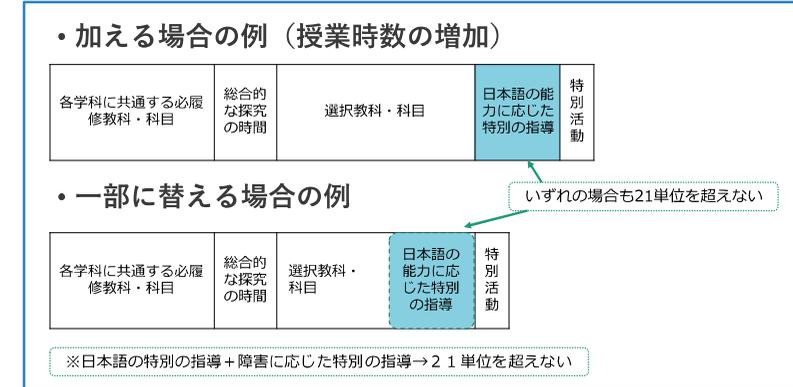
日本語指導コーディネーター

- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る調整を行う
 - ① 個別の指導計画・評価計画・成績会議資料の作成
 - ② 学級担任等の教員に対する指導・助言
 - ③ 校内委員会等の企画及び運営
 - ④ 校内研修等の企画及び運営
 - ⑤ 日本語指導支援員の派遣依頼に係る業務
 - ⑥ 大学、NPO等の関係機関との連絡調整
 - ⑦ 保護者や出身中学校等との連絡調整
 - ⑧ その他、日本語指導にかかる業務への対応
- ・5時間を限度とし、講師時数を措置

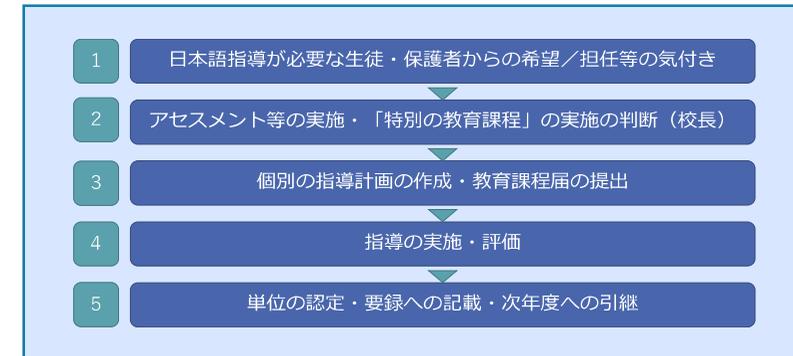
日本語指導支援員

- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る支援を行う
 - ① 日本語の能力に応じた特別の指導の支援（授業に同席して支援すること。）
 - ② 日本語指導を要する生徒の母語による支援
 - ③ 専門分野の知識等に基づく教員に対する助言
 - ④ その他、日本語指導を要する生徒に向けた取組に関すること
- ・教員免許の有無は不問

【「特別の教育課程」の編成】



【「特別の教育課程」の手続の流れ】



(*6)令和5年3月 文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」、令和5年3月東京都教育委員会「外国につながる生徒への指導ハンドブック」を参考

2-4 日本語指導に関する施設・設備の確保・整備

学習環境の整備のポイント

日本語指導が行われる教室では、児童・生徒が落ち着いて安心して学べる学習環境を整えることが大切です。その他、教室や職員室など学校全体の環境に配慮することで、児童・生徒の安心につなげます。

教室環境

○日本語指導を行う教室にあるとよいもの

- ・ホワイトボード及びミニホワイトボード
 - ・時計
 - ・時程表
 - ・作品など掲示物を貼れるスペース
 - ・多読用図書の本棚
 - ・ファイルボックス
 - ・プロジェクター
 - ・タブレットパソコン
- など

○教材・教具として揃えておくことよいもの

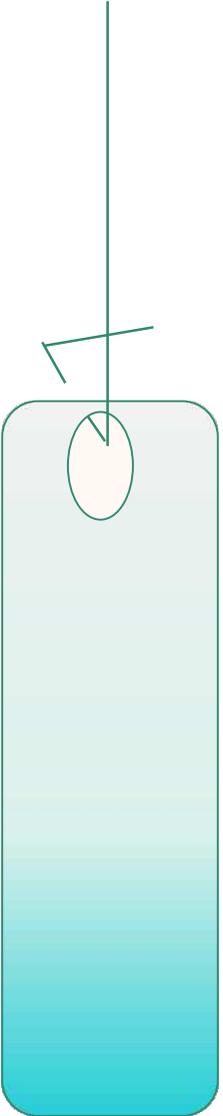
- ・ひらがな表・カタカナ表・漢字表
 - ・各種カード（単語カード等）
 - ・各教科の教科書
 - ・市販の日本語教材・教具
 - ・多読用図書
 - ・児童・生徒の母語で書かれた本や母国に関する本
 - ・文学作品の英語本・漫画本（中・高校生向け）
- など

学習の形態等の工夫

日本語指導での学習を、より効果的に身に付けさせるための手だてを取ることも大切です。

(実践例)

- ・交流できるよう複数名同時に指導を実施する。
 - ・輪番で休み時間等も開放して、宿題の支援等に対応できるようにする。
 - ・日本語でできるようになったことを他学年に伝えるなど、学年を超えて伝える機会を設定する。
- など



2-4 日本語指導に関する施設・設備の確保・整備

学習環境としての「社会的関係づくり」

教室（日本語指導）

【児童・生徒向け】

- ① 児童・生徒の日本語学習を支援する資料の掲示・設置
- ② 日本語指導が必要な児童・生徒同士や周囲の児童・生徒の理解・交流を促す資料等の掲示
- ③ 校外の情報等（地域の外国人向け情報等）の掲示・設置

【教員向け】

- ④ 日本語指導のための資料の設置
- ⑤ 日本語指導担当者の執務に関わる環境づくり

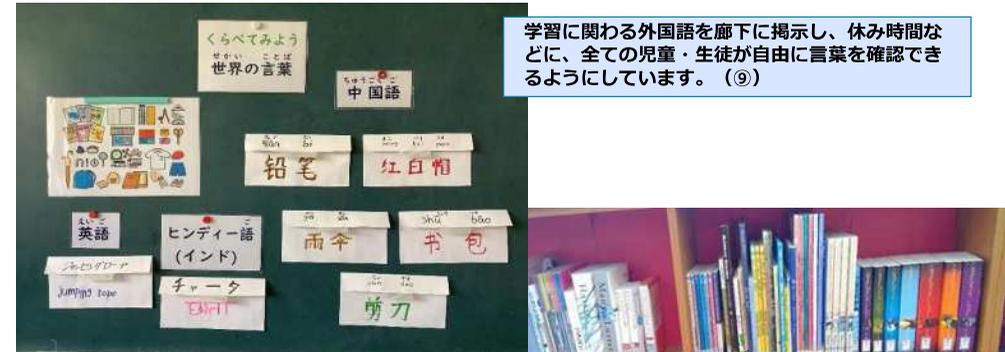
教室（その他）

- ⑥ 日本語指導学級の児童・生徒同士の交流が生まれる掲示等
- ⑦ 日本語指導学級や児童・生徒に対する理解促進につながる掲示等

職員室・図書室・保健室・相談室・事務室・進路室等

- ⑧ 教職員が日本語指導に関する情報を共有できる掲示
- ⑨ 日本語指導が必要な児童・生徒に配慮した表示等（校内全体）
など

※（ ）数字は左で示したポイントの番号です。



学習に関わる外国語を廊下に掲示し、休み時間などに、全ての児童・生徒が自由に言葉を確認できるようにしています。(9)



図書室には、外国語の本も揃えて、いつでも誰でも、読めるようにしています。(9)
また、日本語指導の教室は、児童・生徒が昼休み等に気軽に立ち寄れる雰囲気をつくったり、児童・生徒別に教材や配布物を整理する棚を設けたりしています。(5)



学校通信を多言語で発行しています。翻訳されたものを廊下に掲示しています。(9)

2-4 日本語指導に関する施設・設備の確保・整備

学習環境の整備のポイント

ここでは、小学校、中学校、高等学校の学習環境づくりの例を紹介します。年齢による学び方の違いに応じた工夫が見られます。

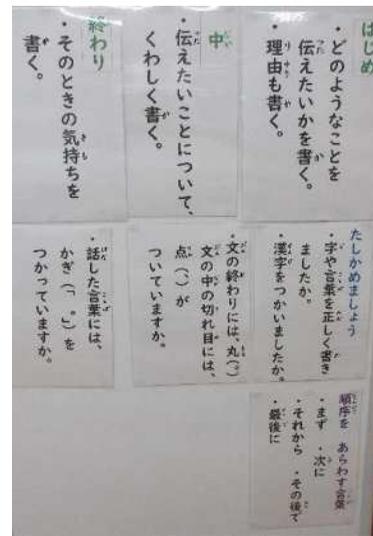
※ () 数字は前のページで示したポイントの番号です。

小学校



移動教室等の持ち物を掲示しておくことで、絵で見て必要なものが確認できます。(①)

よく使う表現を掲示しておき、いつも意識させることが大切です。(①)



中学校

一緒に学んでいる日本語学級の仲間を知る機会を大切にしています。(②⑥)



保健室には、体調を表す言葉を生徒の母語でも掲示しています。(⑨)



〈生徒が作ったクイズ〉
フィリピンの国の鳥は何でしょうか？
A タカ
B ふくろう
C にわとり
答 A タカ

日本語の授業で作成した資料を基に、全校生徒の前で発表をしました。資料を掲示することで、生徒は自らの成長を確認することができます。(②)



自治体の発行する外国人向け資料を設置し、いつでも必要な情報を活用できるようにしています。(③)



児童の母国や母文化に関する内容を紹介したり、児童が作ったクイズを日本語教室の外の廊下等他の児童も見られるところに掲示したりすることで、日本語学級を知ってもらえる機会にしましょう。(⑦)
(児童が作ったクイズ)
中国語の「床」は日本では何？ 答 ベッド

2-4 日本語指導に関する施設・設備の確保・整備

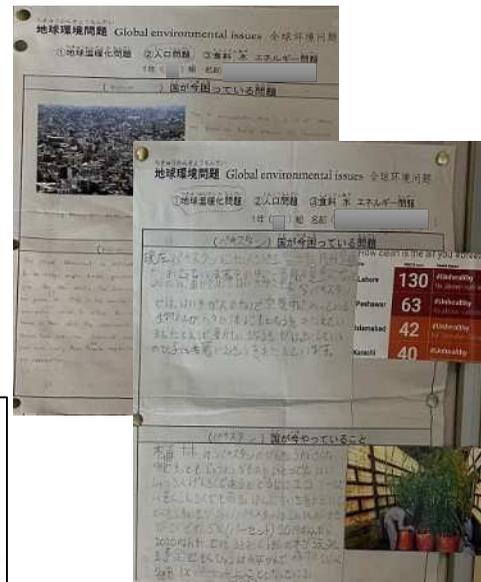
学習環境の整備のポイント

高等学校

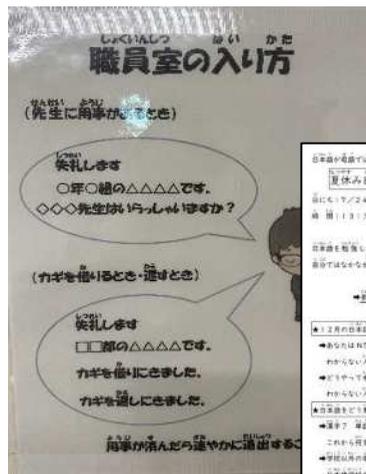


日本語指導に係る講師や支援員等がいつでも、誰でも活用可能な資料を書棚にまとめて設置しています。(④)

生徒が母国についてまとめた資料を掲示し、テーマに対する理解を深める機会として活用しています。(⑦)
〈テーマ〉「地球環境問題」
私の国における課題・取組



漢字にルビを振ったり、やさしい日本語で表現したり、生徒が自分で理解し、行動できるように工夫しています。(⑧)



全校種共通



授業で毎回使う言葉(ことば)を掲示しておくとう便利です。(④)



朝読書で読める図書を設置しています。(①)



かるたやカードなどをいつでも使える場所に設置しています。児童・生徒が復習をしたり、教師が授業で使ったりすることができます。(①④)



漢字や九九、世界地図なども貼っておくと役立ちます。(①④)



板書には、予定や挨拶、助詞や接続詞など文法に関する表現をいつでも使えるようにしておきます。また、授業の内容に合わせて、絵カードや表現に関するカードを貼ります。教室には、季節の言葉や行事の言葉、児童・生徒の作品(作文、詩、俳句等)を掲示するとよいでしょう。

第3章 日本語指導が必要な児童・生徒の受入れ体制

児童・生徒の入学・編入等には、言語だけでなく、日本の学校生活への適応などの課題があります。日本語指導の受入れ体制について理解を深めることで、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにします。

3-1 日本語指導の体制整備への支援

学校は、受入れ体制を整えるとともに、児童・生徒一人一人に応じた指導・支援が行えるよう、様々な支援策を活用していくことが大切です。ここでは東京都の支援策を紹介します。

3-2 日本語指導の開始までの流れ

外国人児童・生徒等の入学・編入等があった場合の、具体的な受入れの手順や留意点を学びます。

3-3 日本語指導の指導・支援の実際

「特別の教育課程」の編成・実施や、学校が工夫して実践している指導・支援の取組を学びます。

日本語指導が必要な児童・生徒の入学や編入等が決まったら、どう対応すればいいですか。

学級での支援が心配です。まず、何をしたらよいですか。

保護者との連絡に通訳をお願いしたいのですが、呼べますか。

日本語指導を進めるに当たって、東京都ではどのような支援がありますか。

日本語指導は、どのような形態で取り組まれていますか。

3-1 日本語指導の体制整備への支援

様々な支援策の活用 1

東京都や各区市町村には、外国人児童・生徒等に関する支援策があります。外国人児童・生徒等の入学・編入が決まった学校では、学校の受入れ体制を整えるとともに、児童・生徒一人一人に応じた指導・支援が行えるよう様々な支援策を活用していくことが大切です。都立学校に対しては、以下の支援策があります。

【東京都】多文化共生スクールサポートセンター事業（都立学校）

公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）が、日本語指導が必要な生徒の支援に関する学校からの相談や支援の申請に、地域のNPO等のノウハウも活用しながら対応します。（多文化共生スクールサポートセンター 電話：03-5989-1571）

【東京都】電話通訳サービス・通訳の紹介（都立学校）

保護者に連絡を取りたいときに活用できる電話通訳サービスがあります。

（メディフォン株式会社 電話：050-1720-0441）

三者面談等、対面での通訳を希望する場合は、多文化共生スクールサポートセンターにて紹介しています。

**日本語指導が必要な生徒に関する
都立学校支援事業のご案内【令和6年度】**

◆日本語指導が必要な生徒の支援について、こんなことに悩んでいませんか？

生徒が突然体調不良になった。 保護者に 緊急連絡 を取りたい。	日本語の学習支援を行いたい。 日本語の学習支援ができる外部 人材を探したい。
電話通訳サービス 050-1720-0441	多文化共生スクール サポートセンター 東京都教育支援機構（TEPRO） 03-5989-1571

住居不良等、保護者・生徒と急に連絡をとりたいたときに
電話通訳サービス

受託者：メディフォン株式会社（平日：午前8時半から午後6時）

	■対応言語 5か国語 英語 中国語 朝鮮・韓国語 タガログ語 ネパール語
--	---

多文化共生スクールサポートセンター

受託者：東京都教育支援機構（TEPRO）（平日：午前9時から午後7時）

【支援内容（例）】

- 日本語指導員・三者面談等の対面での通訳等の紹介
- 校内研修のサポート
- 支援方針案の作成補助

※上記以外にも対応できる場合がありますので、まずは御相談ください。

東京都教育庁グローバル人材育成推進課 電話：03-5989-6898

【コラム】支援を活用した取組の実際

都立学校では、これらのサービスを活用して、児童・生徒、保護者が安心して学校生活を送れるようにしています。

《多文化共生スクールサポートセンター事業の実施例》

- ・人材紹介（教科授業内支援員、日本語補習《中間考査学習会・JLPT対策》、「特別の教育課程」での日本語指導支援員）
- ・学校訪問による相談業務

《電話通訳の実施例》

- ・生徒の進学について
 - ・転学について
 - ・学校の支払について
 - ・長期休業中の諸注意について
 - ・合格発表及び入学手続について
 - ・学校での様子（友人関係）について
 - ・生徒の欠席理由について
 - ・個人面接について
- など

3-1 日本語指導の体制整備への支援

様々な支援策の活用 2

区市町村教育委員会に対しては、以下の支援策があります。

補助金

◎【国・東京都】帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

児童・生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制整備のモデル化等に係る意欲的な取組を補助します。（国1/3以内、都1/3以内）

◎【国・東京都】外国人の子供の就学促進事業

不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整、日本語指導又は教科指導その他必要な支援に係る意欲的な取組を補助します。

（国1/3以内、都1/3以内）

日本語指導教室を新設・拡充した場合は、上乘せ補助を実施しています。

（国1/3以内、都2/3以内）

人材バンク

公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）では、多様な外部・専門人材を安定的に確保し、適切な人材情報を学校に提供するため、TEPRO Supporter Bank（ティープロ サポーターバンク）を設置しています。

都教育委員会では、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」の実施者を支援員等を対象に養成し、人材バンクに登録します。

【活用事例】

- ・学校における指導体制の構築
- ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ・小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの設置
- ・日本語指導ができる又は、児童・生徒等の母語が分かる支援員の派遣 など

【活用事例】

- ・学校外における不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設
- ・不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修 など

【活用事例】

（都立学校）

- ・日本語指導担当教員が行う日本語指導や教科指導等の補助
 - ・児童・生徒の母語が分かる場合は、通訳・翻訳・母語による支援 など
- （区市町村）
- ・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」実施者の紹介

3-1 日本語指導の体制整備への支援

東京都教育委員会の施策（令和6年度新規事業）

アセスメント

【義務教育段階】

- ◎ D L A 実施者養成講習の実施
大学等と連携した実践的な研修を実施し、D L A の実施者を養成
- ◎ D L A の区市町村への導入支援
日本語の能力に沿った支援につなげるため、D L A の実施を推進するモデル地区を選定するなど、区市町村への導入を支援

【高等学校段階】

- ◎ オンラインアセスメントの導入
都立高校の生徒を対象に、客観的な統一基準で日本語の能力を測定するオンラインテストのアセスメントを実施

春期・土曜日本語講座

【高等学校段階】

- ◎ 日本語の能力が入門・初級レベルの都立高等学校の新入生を対象に、春期・土曜に4か国語（英語・中国語・ネパール語・日本語）により、日本語を学習する講座を実施し、教科の学習につながる日本語を早期に学習開始

ガイドライン活用促進

【義務教育・高等学校段階】

- ◎ ガイドラインのデジタルブック化
動画や資料等をリンクし、指導・支援の活用に関与するようデジタルブック化
- ◎ 日本語指導推進校の指定
ガイドラインに基づき、実践的な取組を実施する学校を指定し、取組の成果を普及

3-2 日本語指導の開始までの流れ

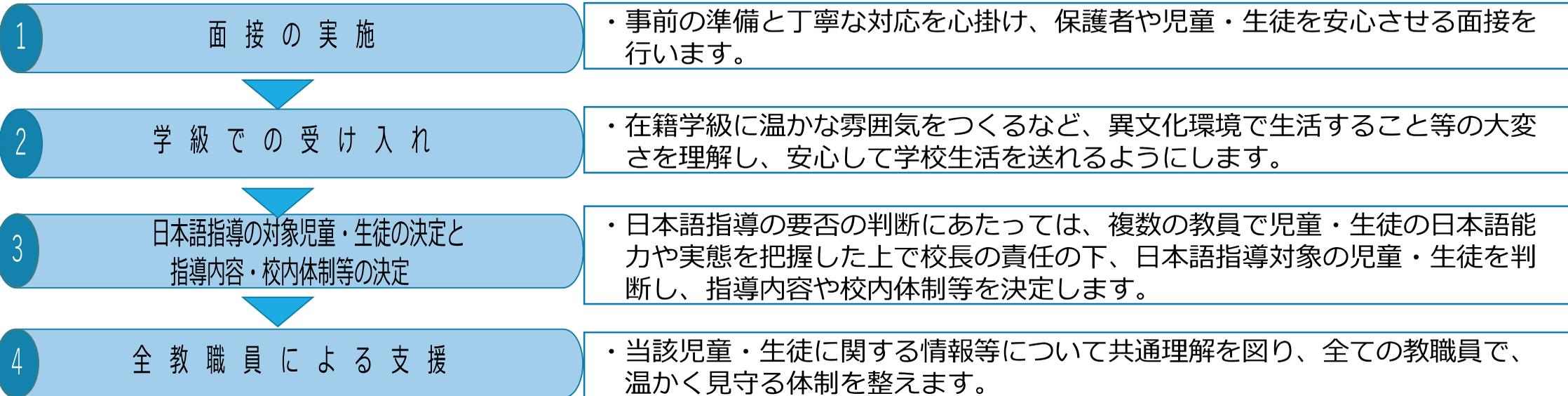
外国人児童・生徒等の受入れ

(*1)

どの学校においても、外国人児童・生徒等を受け入れる可能性があります。日本の学校文化、ことば、友人関係等、不安がある中で、外国人児童・生徒等は入学・編入をしてきます。そのため、早い段階に不安を取り除き学校生活に慣れるように、全ての教職員による指導・支援が必要です。

また、小・中学校の場合は、区市町村によって指導・支援の制度や体制が異なります。それらの仕組みを把握して学校内の組織や地域連携を図ります。また、高等学校の場合は、課程・学科・単位履修制度の違い等、状況に応じた体制づくりを行う必要があります。

日本語指導開始までの流れ



(*1)平成31年3月 文部科学省「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」を参考

3-2 日本語指導の開始までの流れ

入学・編入等が決まったら①

外国人児童・生徒等の入学・編入等があった場合は、公立小・中学校は所管する区市町村教育委員会、都立学校は所管する学校経営支援センターと連携しながら、手続や必要な支援等を進めていきます。

① 面接の実施

事前の準備と丁寧な対応を心掛け、保護者や児童・生徒を安心させる面接を行います。

面接の内容（例）

- 通訳の同席の有無
- 児童・生徒の個票の記入
- 学校生活の最低限必要な情報提供
- 日本での滞在理由、日本での生活経験、今後の滞在予定の聞き取り

《記入の内容》

- ・本名と呼称 ・生年月日 ・来日年月日 ・現住所
- ・緊急連絡先 ・家族構成 ・国籍 ・家庭内使用言語 ・在留資格
- ・滞在期間 ・滞在予定 ・日本語学習歴 ・出身国での学習歴
- ・好きな教科 ・得意なことや趣味 ・将来の希望・進路
- ・病歴やアレルギー ・健康保険の有無 ・発達障害の診断の有無
- ・宗教上の配慮事項 など

《主な内容》

- ・学年・学級、学級担任の名前
- ・当面必要な持ち物
(上履き、筆記用具、水着、体育服など)
- ・学校生活の一日の流れ（登校時刻、下校時刻、時程など）
- ・学校の施設の使い方
(靴箱、トイレ、教室、保健室、職員室など)
- ・学校の電話番号、遅刻欠席などの連絡方法 ・緊急連絡先
- ・学校で必要となる費用
- ・主な学校行事（授業参観、保護者会、運動会・体育祭など）
- ・登下校（集団下校の場合） ・保険 など

【ポイント】

- ・保護者や児童・生徒は、日本の学校文化を理解していないことがあります。写真や絵などの視覚的な支援を行いながら、説明すると効果的です。
- ・保護者や児童・生徒が不安に思っていること等を丁寧に聞き取り、安心して学校生活を始められるよう支援します。
- ・実際に学校の施設や授業を見学させたり、外国籍の児童・生徒が在籍する場合は紹介したりすることも、安心させる取組です。
- ・面談は、学校の第一印象を決めるものであることを意識して取り組みましょう。
- ・児童・生徒用教材「東京の学校生活」を紹介することも、安心させる取組です。

3-2 日本語指導の開始までの流れ

入学・編入等が決まったら②

日本語学級のほか、外国人児童・生徒等が一番多くの時間を過ごす在籍学級や保健室などでの支援等、学校全体で受入れに取り組みます。

② 学級での受入れ

外国人児童・生徒等と在籍学級の児童・生徒が初めて出会う場面では、子供たちはお互いに緊張しています。異文化環境で生活すること、ことばが通じないこと、友人関係をゼロからつくることの大変さへの理解があれば、外国人児童・生徒等はとても安心し、これからの学校生活に期待感をもつことができます。

《学級で配慮することの留意事項の一例》

- ・当該児童・生徒の母語と日本語、両方の挨拶で迎える。
- ・座席は担任の近くとし、いつでも配慮できるようにする。
- ・靴箱、トイレの場所や使用方法など最低限必要な事柄は、再度具体的に指導する。
- ・個別に話し掛ける時は、ゆっくり、はっきりした口調でやさしい日本語で話し掛ける。
- ・困ったことなど、ことば等で自分の意思を伝えられない時に、別の方法で伝えられるように、日頃から使用できるようにしておく。

(例：タブレット等の翻訳機能で伝える、メモで伝える など)

- ・長所を見付け、ほめるようにする。
- ・学校行事や健康診断などは、個別に内容や方法を伝える。
- ・保護者宛てのお便りは、できるだけルビを振ったり、アプリ等で翻訳したりする。
- ・児童・生徒の状況を鑑みながら、当該児童・生徒の気持ちを理解し、互いに尊重し合う気持ちを育む取組を行う。
- ・学級の保護者に対して、外国人児童・生徒等の存在を伝え、多様性に関いたクラスづくりに対する理解を求める。

【ポイント】

- ・挨拶や簡単な日常会話など、日本語と母語で掲示をしておくこと、児童・生徒のコミュニケーションツールになります。
- ・「たのしいがっこう」のデジタルブックを紹介するなどして、児童・生徒が使えるようにしておくことも有効です。



3-2 日本語指導の開始までの流れ

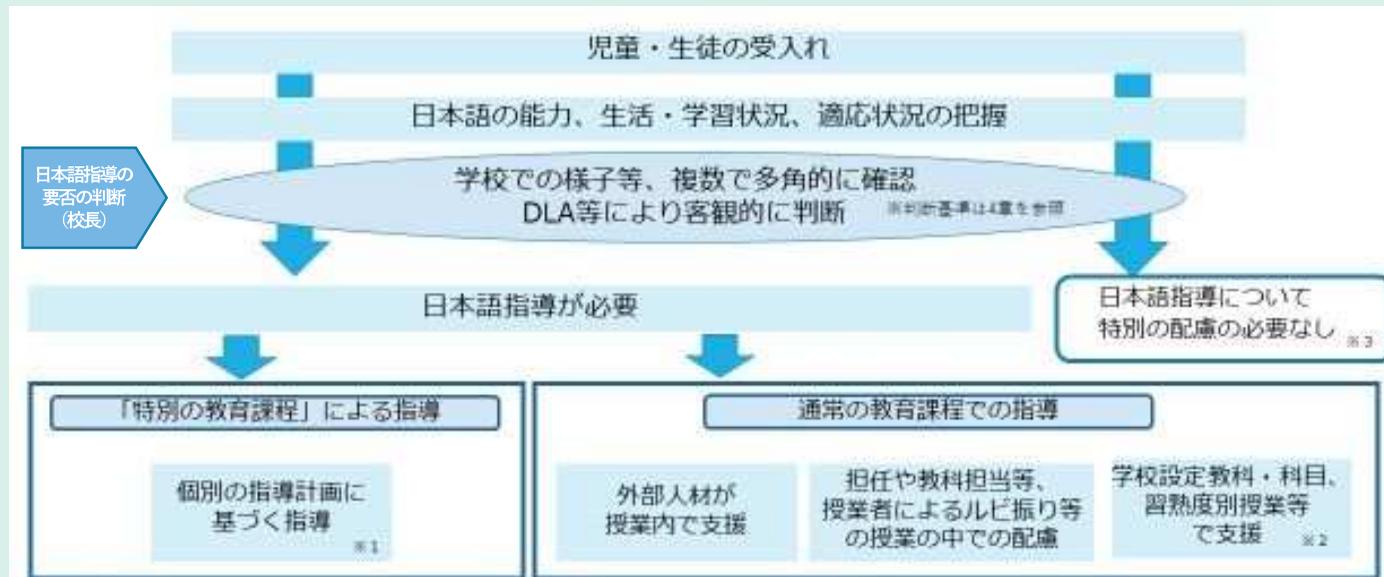
入学・編入等が決まったら③

日本語指導の要否は、複数の教職員が児童・生徒の日本語の能力や実態を把握した上で、教育課程の編成・実施を管理の権限を有する校長の責任の下で行います。

③ 日本語指導の対象児童・生徒の決定と指導内容・仕組みの決定

外国人児童・生徒等に対し、日本語指導が必要かどうかの判断をするにあたっては、関係する教員等複数人により、児童・生徒について多面的な観点から把握した情報や、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」等の測定結果に基づき慎重に判断します。

日本語指導の実施までの流れ



※1 高等学校においては単位習得（認定）が前提
 ※2 高等学校の場合
 ※3 日本語指導が必要なしと判断された場合は、教科学習支援、キャリア支援、母語・母文化の習得を併せて

- 【ポイント】**
- ・DLA等、客観的な測定その他、複数の教職員で児童・生徒の様子を観察し、必要な指導・支援を決定するようにします。
 - ・生活言語能力が身に付いている児童・生徒については、指導の必要性が見逃されがちであるため、特に留意します。保護者も支援の必要がないと考えている場合があるので、丁寧な説明が必要となります。
 - ・「特別の教育課程」による指導の実施が決定した際は、通常の教育課程（普通の授業）でどのような支援が可能かを検討し、担任等と連携して指導・支援の充実を図ります。



3-2 日本語指導の開始までの流れ

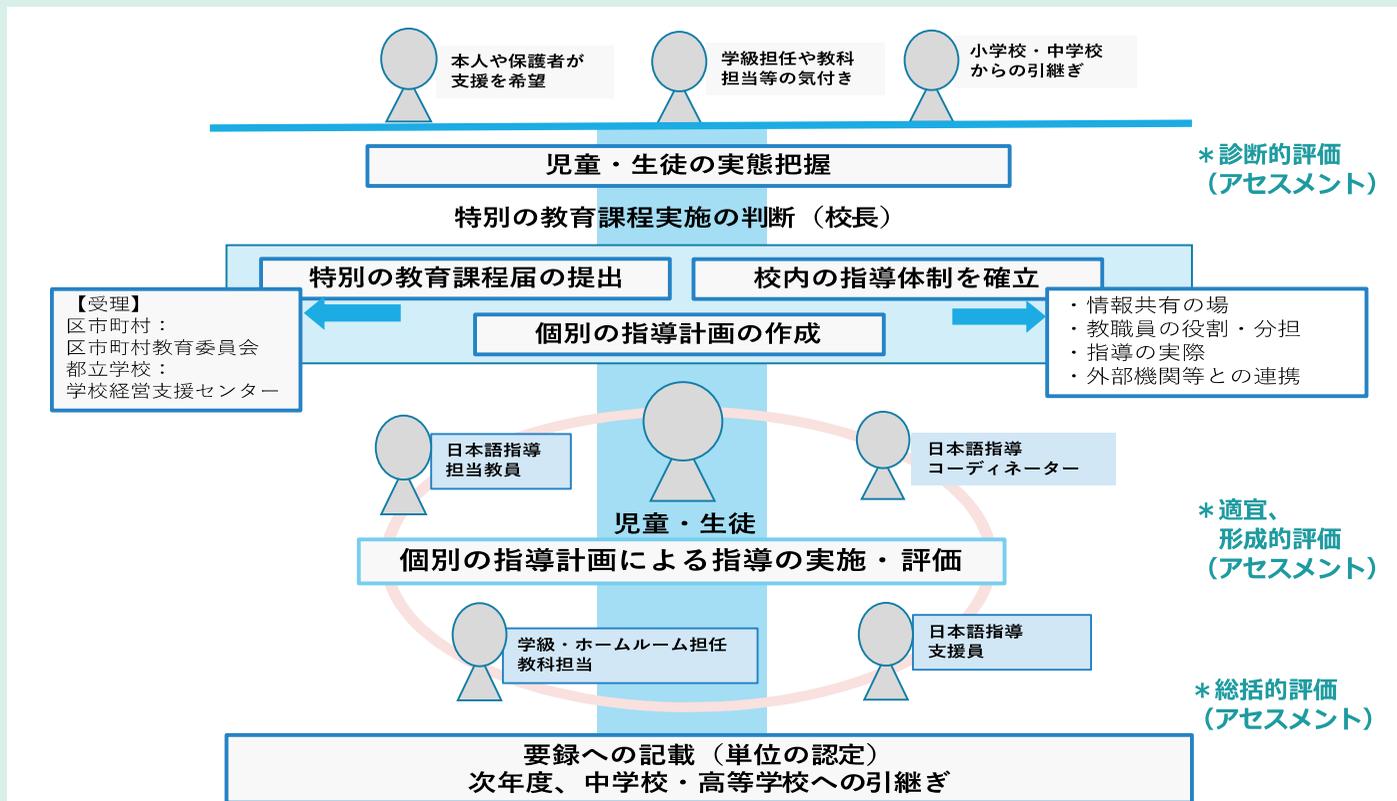
③

日本語指導の対象児童・生徒の決定と指導内容・仕組みの決定

「特別の教育課程」の編成・実施

アセスメントによる児童・生徒の実態把握の後、「特別の教育課程」を編成・実施する場合は、校内の指導体制の確立、「特別の教育課程」届の提出、個別の指導計画の作成を行います。

「特別の教育課程」の実施までの流れ



【ポイント】

- 「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、日本語指導担当教員、関係機関との連携等を担う日本語指導コーディネーター等、それぞれの役割を担う教員を決定し、校内の指導体制を確立することが大切です。
- 特別の教育課程届の提出、個別の指導計画の作成等の準備が必要になります。



3-2 日本語指導の開始までの流れ

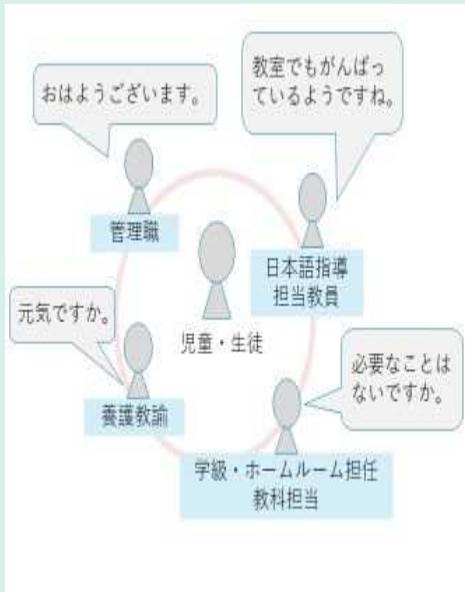
入学・編入が決まったら④

④

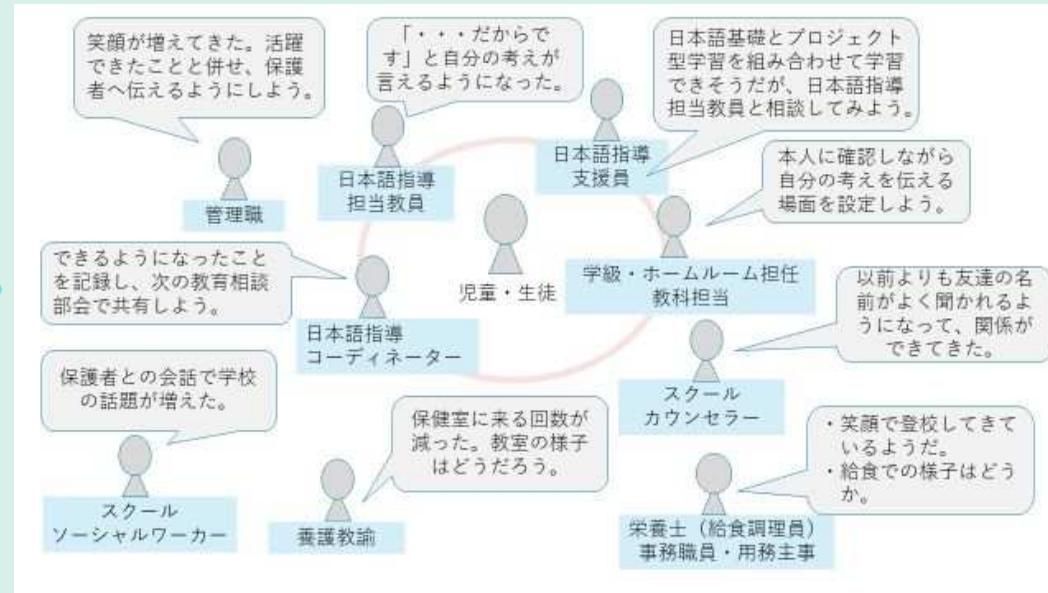
全教職員による支援

学級や校内での児童・生徒の適応状況を把握し、全ての教職員で挨拶や声掛けを行うなど、取り組めることから始めましょう。「元気がない」など児童・生徒に変化を感じたら、スクールカウンセラーに相談するなどの対応が考えられます。当該児童・生徒に関する情報等について共通理解を図り、全ての教職員で温かく見守る体制を整えていきましょう。

入学・編入直後の
児童・生徒への働きかけ



継続した教職員の
見守りの姿



【ポイント】

- 対象児童・生徒等への観察や働きかけは、全ての教職員が意識して実施します。
- 全ての教職員が定期的な共有するための機会を設定します。分掌等で業務内容に位置付けておくと、組織として動きやすくなります。
- 小・中学校においては、日本語指導コーディネーターの役割を担う担当者を決め、その担当者が中心となって、日本語指導に関わる事務を行うようにします。
- 廊下ですれ違った時に声を掛ける等、日常の小さな働きかけが、温かな見守りでは大切になります。



3-3 日本語指導の指導・支援の実際

小学校

○日本語指導担当者の1日の様子(例)

校時	1	2	3	4	給食	5	6
通級児童	他校通級 6年生 3名 2時間	→	自校通級 2年生 2名 1時間	自校通級 1年生 1名 1時間		他校通級 5年生 2名 2時間	→

・他校通級（週1～2回、1回2時間で指導を実施）



当日の連絡ファイル等で
在籍校での取組、児童の様
子を確認します。



1・2校時 3人への指導
1校時 ②日本語基礎、
③技能別日本語
2校時 ④内容と日本語の
統合学習（教科志向型）
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、児童を見送り、
保護者に様子も伝えます。



3・4校時 自校の児童
1時間ずつ指導します。
（自校通級）

※①生活のための日本語
②日本語基礎
③技能別日本語
④内容と日本語の統合
学習（トピック型・
教科志向型・プロ
ジェクト型）

これらの指導プログラ
ムについては、第5章
を参照

5・6校時 2人への指導
5校時 ②日本語基礎、
③技能別日本語
6校時 ④内容と日本語の
統合学習（教科志向型）
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、児童を見送り、
保護者に様子も伝えます。

放課後
気になることは電話等で、
在籍校へ報告・相談します。

次の日の授業準備とともに、
担当者間での報告・連絡・
相談をします。

地区の日本語指導コーディネーター研修会で、
各校の教員と情報を共有します。



日本語指導を推進する上で大切なことは、
・児童の実態把握
・個に応じた指導
・在籍学級担任や保護者との連携 です。

○学級担任との連携

- ・連絡ファイルを活用して、児童の学習の様子を伝えて
います。
- ・その日に学習したことが分かるように、学習の記録以
外に、ワークシートやノートのコピーも一緒にファイ
ルにトじて渡しています。



○保護者との連携

- ・保護者は、いつでも学習の様子を参観できます。また、学期末に面談をしています。

○中学校との連携

- ・引き続き、中学校で日本語学級へ通級する児童については、保護者の理解の下、
3学期末に、個別の指導計画等を基に、児童の日本語の力、学習の様子などの情
報を中学校の教員と共有しています。

○幼稚園・保育園との連携

- ・就学時健康診断、新1年生保護者会等で、日本語指導を必要とする幼児がいた場合、
後日、幼稚園・保育園等との引継ぎ会で、日本語に関する情報も聞き取ります。

・自校通級（週1～4回、1回1時間で指導を実施）

担任から前日までの様子、
配慮事項等、簡単に聞き取
ります。
（前日、もしくは朝）

3校時 2人への指導
②日本語基礎、
④内容と日本語の統合学習
（教科志向型）
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、自分の教室へ

4校時 1人への指導
①生活のための日本語、
④内容と日本語の統合学習
（教科志向型）
様子を見ながら、授業記録
を付けます。
授業終了後、自分の教室へ

適宜、給食や掃除等、
学級での児童の様子を観察
します。

放課後
授業記録を担当へ
児童の様子を伝え、日本
語学級での事前学習によ
り、教科で発言できる場
面等を確認します。

次の日の授業準備と共に、
担当者間での報告・連
絡・相談をします。

生活指導部会等で、全教
職員に児童の状況を共有
します。

3-3 日本語指導の指導・支援の実際

中学校

○日本語指導担当者の1日の様子（例）

校時	1	2	3	4	給食	5	6
通級生徒	自校通級 1年生 1名 1時間	自校通級 1年生 2名 1時間		担当者間 打合せ	学級での 様子を 観察	他校通級 1年生 1名 2時間	→



校内の担任や授業担当者から生徒の様子、授業内容、配慮事項等、簡単に聞き取ります。
(朝、もしくは前日)



1校時
自校通級生1人への指導
①基礎日本語、②技能別日本語
2校時
自校通級生2人への指導
④内容と日本語の統合学習
(トピック型)
様子を見ながら、授業記録を付けます。



5・6校時
他校通級生1人への指導
1時間目は①基礎日本語
2時間目は②技能別日本語
様子を見ながら、授業記録を付けます。
授業終了後、バス停まで見送ります。

放課後、他校通級生の授業記録を作成し、在籍校の管理職や担任にメール等で連絡。学習の様子を伝えると同時に生徒が無事に帰宅したかの確認も含まれます。

授業外の時間に次の日の授業準備を行うとともに、担当者間で報告・連絡・相談します。

適宜、給食や昼休み等、学級での生徒の様子を観察します。



週1回の個別支援委員会で生徒の状況を共有します。



日本語指導を推進する上で大切なことは、校内外に関わらず担当教員間で絶えずコミュニケーションを図り、生徒の支援を継続的に行うことです。また、小・中の日本語学級間での連携も、継続的な指導を行う上で重要です。

○他校通級の連携の工夫

- ・他校通級生については、個人情報に留意して、指導を行ったその日に授業記録をデータ作成し、在籍校の管理職や担任にメール等で伝えていきます。
- ・月末にはその月の通級日一覧表や、来月の通級予定表を作成、在籍校の管理職や担任に送付しています。



○Teamsの活用

- ・日本語学級に在籍する生徒一人一人のチームを作成し、様々な連絡やコミュニケーションを取るための手段として活用しています。
- ・チームのメンバーは生徒本人、日本語学級担当教員、担任、管理職です。

○小学校日本語学級との連携（例）

・教員間の連携

年間2回行われる日本語学級担当教員研修会に参加

年間2回行われる学区内の小・中教員交流会で情報共有

3学期に新中学1年生についての引継ぎ

・児童・生徒同士の交流や保護者との関わり

小・中の日本語学級合同で行われる交流会への参加

小学生に向けて「中学校の生活について紹介する」スピーチ

入学前に不安を感じている保護者との面談

3-3 日本語指導の指導・支援の実際

高等学校

○「特別の教育課程」の実施に向けた校内体制づくり（例）

実施前

○取り出し授業による教科学習支援

- ・国語、地理・歴史、公民等
教科の授業を、やさしい日本語等で指導する。

○日本語補習

- ・オンラインによる高大連携日本語補習

実施に向けて

○組織づくり

- ・副校長・教務主任・日本語指導が必要な生徒が在籍するクラス担任
⇒生徒の把握、「特別の教育課程」の実施の指導方法の決定、管理職・担任と生徒の面談を実施、委員会の立ち上げ
生徒の日本語に対する意欲等の確認

○各担当の準備

- ・副校長：日本語指導担当教員、日本語指導コーディネーターの位置付け
日本語指導支援員への依頼
- ・教務部：時間割の編成（生徒の希望や担当教員、支援員等に配慮）
教室の配置の検討、環境整備、生徒の出席簿の準備等

○対象生徒

- ・3月：日本語指導の必要な生徒の確定
- ・3月下旬から4月中旬：日本語の能力等のアセスメント



「特別の教育課程」の実施

指導の実際

○実施方法(令和5年度)

- ・1～2年生の場合：「教育課程に加える」（放課後又は授業前の時間）
全教科が必履修科目であり、「教育課程の一部に替える」による指導ができないため、放課後又は授業前の時間を「特別の教育課程」として単位修得できるように設定
※令和6年度から1～2年生で「教育課程の一部に替える」ことができる科目を設定
- ・3～4年生の場合：「教育課程の一部に替える」（教科の設定）
必履修科目以外の科目の授業時間に、日本語指導の時間を設定

その他の取組

○大学等との連携

- ・「特別の教育課程」実施において、大学と連携して、日本語指導支援員や大学生による生徒への支援を実施。その中で、生徒が進学のことを相談

【事例】進路について迷っている生徒に対し、大学側が夏季休業中の大学のオープンキャンパスを紹介。得意の英語の授業やデザインの授業を体験し、大学進学への気持ちが生まれ、進路実現に向け役立った。

○部活動国際交流サークル

- ・大学生や留学生も協力し、部活動を実施
日本語のカルタ、百人一首の他、中国のカードゲームやワークショップの実施



3-3 日本語指導の指導・支援の実際

高等学校

○組織的に実施する外国人生徒等への校内サポート体制づくり（例）

校内体制

◎校内でのサポート体制

・教職員全員が関わるよう、それぞれの役割を明確化



学びやすい場の提供

◎校内の掲示物（生徒の活躍を掲示）

・多くの生徒が見られるように、廊下に外国人生徒等が書いた各国の料理紹介等を掲示

◎校内の掲示物（やさしい掲示）

・掲示物等へのルビ振りやルビ振り書籍の貸し出し



授業だけでない生徒の活躍する場

◎創作した芝居の発表会

・演劇部が、演劇研究大会に参加
 ・様々な国や地域とつながりのある生徒が共に、劇を創作
 ・生徒が「相手を知るために大切なのは、言葉ではなく心」というキャッチフレーズをつくり、芝居を発表



【コラム】多文化共生教育の課題（*2）

多様な文化に対し寛容な社会を形成し、社会的にも教育的にも外国人生徒等を包摂するために、学校および地域は多文化共生を教育・支援活動として具現化していくことが目指されます。多文化共生教育の実現を考えていく上での課題として、以下のことが上げられます。

- A 母語・母文化教育：外国人生徒等が母語・母文化を生かして社会的に意味のある活動を実施する機会を設け、母語の力の維持・伸長、文化的多様性を有することへの肯定感の育成、多元的なアイデンティティの形成を促します。
- B 異文化間教育：外国人生徒等と周囲の間で生じる価値観や行動様式などの違いによる問題について、両者に対し相互の文化を尊重し建設的に問題を解決する力を育むための教育的な働きかけを行います。
- C 市民性教育：市民性とは、多様な言語や文化を持つ人々が共存する社会の構成員であることですが、その市民性を育む教育です。社会と関係をつくり、一員として認められ、より良い社会へと造り変えるために働きかける力、さらに互いの異なる文化や言語、価値観を理解し、自身も変容させることができる力を育てます。外国人生徒等に限らず、周囲の生徒や教員等がともに取り組む活動です。

(*2) 文部科学省（令和5年3月）「高等学校における外国人生徒等の受入のガイドライン」から一部引用

第4章 継続的なアセスメントと個別の指導計画

児童・生徒へのアセスメントには、日本語指導の要否等を判断する診断的評価のほか、形成的評価、総括的評価があります。アセスメントの意義や個別の指導計画について理解を深めることで、計画的な指導・支援につなげます。

4-1 アセスメントの実施

日本語指導をする場合の児童・生徒へのアセスメントの重要性や、その方法について示しています。東京都で推進しているアセスメントについて学びます。

4-2 個別の指導計画の作成

日本語指導が必要な児童・生徒一人一人の実態に応じて、きめ細かな指導を実施するために作成する指導計画について学びます。

4-3 学習評価と指導の終了

「特別の教育課程」の実施において、指導の評価及び終了を考える必要があります。ここでは、その考え方を学びます。

アセスメントは、なぜ行わなければいけないのでしょうか。

一人一人に応じた指導が大切とは分かっていますが、何から取り組めばいいですか。

個別の指導計画に、記入する内容は、どのようなものがありますか。

取り出し指導と在籍学級の連携のポイントは、何ですか。

日本語の継続的な指導につなげるためには、何をすればいいですか。

4-1 アセスメントの実施

アセスメントの重要性

教科等の学習につなげる日本語の能力を把握するためのアセスメント及び、児童・生徒の学習や生活の状況、適応状況、学習への姿勢や態度などを把握した上で、日本語指導を始める必要があります。

外国人児童・生徒等に対する日本語指導の要否を判断するにあたっては、管理職、日本語指導担当教員、学級担任、各教科の担当教員、養護教諭等複数人により、児童・生徒の実態、日本語の能力、学校生活への適応状況など多面的な観点から把握した情報や、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」等の測定結果に基づき、適切に判断します。ただし、DLA等によるアセスメントやテストのみで、児童・生徒の日本語の能力を全て把握できるわけではないことも、理解しておく必要があります。授業中の観察、発表やスピーチ、作文、入試での措置申請などの成果物なども併用して多面的に把握するようにします。

アセスメントは、児童・生徒の日本語の能力を把握し、教員がその後の指導方針を検討する際に参考とするものであることを、忘れないようにしましょう。

【コラム】教育評価（アセスメント）^(*1)

- ・ 診断的評価:編入学当初や日本語指導開始時における、子どもの日本語の能力、母語力、入国年齢、滞日年数、生活経験の実態等を把握するために行う評価
- ・ 形成的評価:日本語指導や授業の開始後に子どもの学びやつまづきなどを把握するために実施するもので、得られた情報をもとに支援の在り方や支援の内容などについて検討
- ・ 総括的評価:学期末や学年末に実施して、子どもの将来の見通しについての検討。例えば、取り出し指導や入り込み指導の回数や期間などの検討

(*1)文部科学省（平成26年1月）「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」より一部抜粋

【コラム】児童・生徒の実態把握の重要性^(*2)

～中略～ 外国籍か日本国籍であるかを問わず、就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当である。なお、障害のない外国人の子供については、必要に応じ、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により、受入れ体制を整える必要がある。この「特別の教育課程」とは、外国人の子供等が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて、通常の学級以外の教室で行う教育の形態であり、学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第108条及び第132条の3に基づき行われるものである。外国人の子供に障害がないにも関わらず、日本語指導が必要であることをもって、特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切である。

(*2) 文部科学省（令和3年6月）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」より一部抜粋

4-1 アセスメントの実施

東京都教育委員会が支援するアセスメント

東京都教育委員会は、公立小学校・中学校段階においては「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」、高等学校段階においては「オンラインテスト（J-CAT）」によるアセスメントの実施を推進しています。

外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA

「DLA」とは、「Dialogic Language Assessment」の略です。日本の学校で学んでいる外国人児童・生徒の日本語の能力を明らかにして、現在の子ども達の実態を把握した上で、どのような指導や対応が必要かを知るための評価ツールです。「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」（以下、「DLA」という）は、日本語の能力に限られる中で、最大の認知活動を引き出そうとするものです。それにより、子どもの「できること」の最大値を把握し、同時に子どもの能力を伸ばす機会ともなります。

「DLA」によって、指導者は児童・生徒が何をどのように学んでいるのかを知ることができます。また、学習支援のための指導計画の助けとなり、学習活動及び教材の選択について考える際のヒントとなります。

文部科学省「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

日本語テストシステムJ-CAT

「J-CAT」（Japanese Computerized Adaptive Test）は、日本語学習者を対象とした日本語の能力の判定をインターネット上で、時間・場所の制約なしに実施できるアダプティブテスト（適応型テスト）です。

「J-CAT」の受験時間は45分～90分程度です。受験者によって出題される問題の種類と数が変わりますので、受験時間も変わります。「J-CAT」は聴解、文字・語彙、文法、読解の4つのセクションで構成されています。

一般社団法人日本語教育支援協会「J-CAT」：https://j-cat.jalesa.org/?page_id=168

4-1 アセスメントの実施

知っておきたい「日本語能力試験（JLPT）」

「日本語能力試験（JLPT）」は、国際交流基金と日本国際教育支援協会の2団体が共催で、日本語を母語としていない人たちの日本語の能力を測定し、認定する試験です。日本語の文字や語彙、文法についてどのくらい知っているかを測るための「言語知識（文字・語彙・文法）」、実際のコミュニケーションでどのくらい使えるかを測るための「読解」、「聴解」という3つの要素から、日本語の能力を測ります。将来、児童・生徒が就職や進学する際に、条件として示されることがあるため、高等学校段階では、この試験で「日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる」とされる「N2」合格を目指す生徒が多くいます。 国際交流基金・日本国際教育支援協会「日本語能力試験」：<https://www.jlpt.jp/about/points.html>

知っておきたい「日本語教育の参照枠」

「日本語教育の参照枠」は、日本語学習者が国や地域、教育機関を移動しても、共通の指標で学習目標を設定したり、日本語の能力を把握したりすることで、自律的に学習を進めていけるように、ヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Reference for Languages: Learning, teaching, Assessment）を参考にして取りまとめられました。言語・文化の相互理解・相互尊重を前提として、学習段階に応じた教育内容などを示し、個々の日本語学習者に応じた日本語教育を継続的に受けられるようにするための日本語教育に関わる全ての人々が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組みです。言語を使ってできることを「～できる」という形で示した文である言語能力記述文が約500項目示されており、これらは Can do（Can do statementsの略）と呼ばれます。

ただし、外国につながる子供に対する指導の際に「日本語教育の参照枠」を活用する際は、子供の言語・文化的背景や発達に配慮し、それが適切かどうかを慎重に見極める必要があります。

文化庁「日本語教育の参照枠報告」：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf

文化庁「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引」：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93705001_01.pdf

4-2 個別の指導計画の作成

個別の指導計画とは

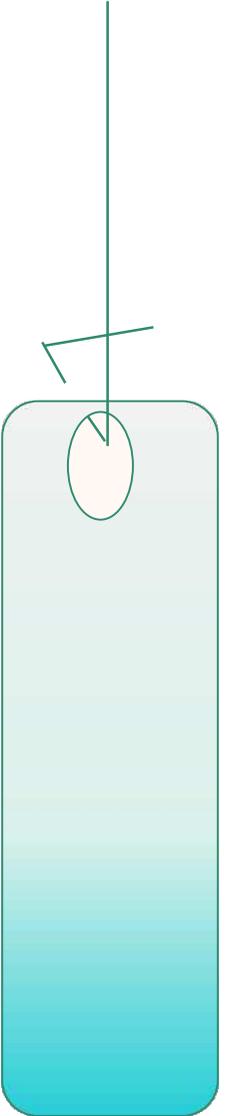
日本語指導が必要な児童・生徒は、背景の言語文化や日本語の能力、教科等の学習に参加する力も一人一人異なるため、個別最適な学びを実現させるためには、個別の指導計画を作成する必要があります。また、その計画に基づき実施した指導が適切であったかどうかを評価し、計画の見直しをするためにも作成することが重要です。

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、児童・生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するためのものです。

そのため、個別の指導計画の児童・生徒等に関する記録（様式1）には、「来日年齢や滞日期間」「これまでの日本語学習歴」「家庭内の言語や学習環境」等の実態を把握して記入します。指導に関する記録（様式2）には、指導目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、実施状況や学習評価を記入します。

「特別の教育課程」により日本語指導を行う場合には、児童・生徒の在籍する学校において、校長の責任の下で指導計画を作成し、学校設置者に提出します。

個別の指導計画は、指導補助者の意見も参考にしながら 日本語指導担当教員や学級担任・教科担当教員等が連携して計画するようにします。なお、他校等に児童・生徒が通って「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合であっても、指導計画の作成は、児童・生徒の在籍する校長の責任の下で作成するものとします。



4-2 個別の指導計画の作成

記載する内容 様式1（児童・生徒に関する記録）

個別の指導計画には、様式1、様式2があります。

様式1 （児童・生徒に関する記録）

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 入国年月日
- ・ 学校受入年月日
- ・ 国籍
- ・ 在留資格等
- ・ 家族構成
- ・ 家庭内で使用する言語
- ・ 家庭への連絡方法
- ・ 学習歴
- ・ 生育歴
- ・ 家庭の状況
- ・ 学校内外での支援の状況
- ・ 進路希望

等

様式1（児童・生徒に関する記録） 個別の指導計画（参考様式）

氏名			生年月日	平成 年 月 日	出生地	
住所			連絡先			
入国年月日	平成・令和 年 月 日	学校受入年月日	平成・令和 年 月 日			
国籍			在留資格等	<input type="checkbox"/> 家族滞在	<input type="checkbox"/> 定住	<input type="checkbox"/> 永住
家族構成	続柄	氏名	国籍	本人との言語	日本語理解の状況・備考	
家庭への連絡	<input type="checkbox"/> 日常的な連絡が日本語で可能		<input type="checkbox"/> 行事や進路面談の連絡が日本語で可能			
	<input type="checkbox"/> 「やさしい日本語」で連絡が可能		<input type="checkbox"/> お知らせなどは通訳文書が必要			
	<input type="checkbox"/> 行事や進路面談などで通訳が必要		その他()			
就学状況	年齢	学習歴	特記事項			
	0		就学前の状況、本国の学校、外国人学校での就学状況など			
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	小1 7					
	小2 8					
	小3 9					
	小4 10					
	小5 11					
	小6 12					
	中1 13					
	中2 14					
	中3 15					
	高1 16					
	高2 17					
	高3 18					
学校内外での支援状況						
進路希望						
その他						

（例）高校

- ・ 今年度の学習歴
- ・ 学校内外での支援状況
- ・ 進路希望等に追加・修正記入

学校内外での支援状況	毎週土曜日 NPO法人 <input type="checkbox"/> 主催の日本語指導教室に参加
進路希望	日本での就労を希望
その他	

4-2 個別の指導計画の作成

記載する内容 様式2（学習に関する記録）

様式2 （指導に関する記録）

- 日本語学習歴
- 日本語の能力
- 目標
日本語指導、一般の教科等
- 「特別の教育課程」による日本語指導
年間指導計画、指導者指導場所、指導時数等
- 「特別の教育課程」以外の指導
- 指導内容・方法に関する評価及び学習状況の評価 等

様式2(指導に関する記録) 個別の指導計画(参考様式)

フリガナ 児童・生徒名	作成者	作成日 令和 年 月 日	更新日 令和 年 月 日
学習 日本語 能力 の	A. 生活場やコミュニケーションのための日本語 B. 学習に参加し思考するための異語 C. 自己表現とアイデンティティ形成を促す日本語		
指導 目標 等	年間指導計画		
	1学期 4月 5月 6月	2学期 7月 8月 9月 10月 11月 12月	3学期 1月 2月 3月
指導者			
指導場所			
単位数*	一部に替える	単位 加える	単位 合計 0 単位
一部に替える教科・科目・単位数*			
「特別の教育課程」以外の教育課程内の指導 (習熟度別指導、入り込み指導等)			
上記以外の日本語指導等			
キャリア教育・多文化教育活動等			
指導内容・方法に関する評価及び学習状況の評価等	日本語指導 一般の教科等		

【日本語の能力】

学校設置者に提出した「特別の教育課程編成・実施計画」で選択した「学習の段階」詳細（「聞く」「話す」「読む」「書く」のそれぞれ）について、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」やJ-CATの結果等を基に記入する。

日本語の能力

- 聞く:身近で日常的な内容のテレビ番組を見て、たいたいの内容が理解できる。
- 話す:準備をすれば、フォーマルな場で短いスピーチをすることができる。
- 読む:身近で日常的な話題について書かれた文章を読んで、内容が理解できる。
- 書く:将来の計画や希望について簡単に書くことができる。

【「特別の教育課程」による日本語指導】

学校設置者に提出した「特別の教育課程編成・実施計画」で選択した「指導内容」の詳細を記入する。

学期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①日本語基礎	意見を述べ、探求学習・地域の人や学校の生徒にアンケートを聞く								
②日本語基礎	聞く L-6, L-7 話す S-1(B), S-1(C) 読む R-2, R-6 書く R-1			聞く L-8, L-9 話す S-5, S-8 読む R-6, R-8 書く R-6					
③内容と教科の統合学習(プロジェクト型)									

対象となる児童・生徒の日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導の内容を明確にします。児童・生徒の日本語の習得状況を踏まえ、「個別の指導計画」は、進級時や学期ごとなどに定期的に見直します。

4-2 個別の指導計画の作成

継続的な指導・支援に向けて

作成した個別の指導計画は、校内で情報を共有し、当該児童・生徒に対しての指導方針等を確認するとともに、その方針に基づいて、指導に当たる教員一人一人が指導の工夫改善に活用します。

個別の指導計画は、ICTを活用することで、作成・保存・管理がシステム上で行えるため、教職員の負担軽減や情報の一元管理・共有ができます。切れ目ない支援体制の整備のため、学校間の情報共有にも有効です。通級による指導の場合、日頃から、日本語学級設置校と在籍校間で、ICTを活用した情報共有を行ってください。

また、継続的な支援を行うためには、児童・生徒の自己評価や学習の様子等を、連絡会等で定期的に評価することに加え、教育活動の評価・改善を行い、教育の質を維持向上していく仕組みを構築することが大切です。

児童・生徒一人一人の実態に応じた指導目標の明確化や、目標に沿ったコース設計ができているかなど、目標、計画、実施、改善という教育活動を評価するPDCAサイクルを機能させ、指導・支援の充実につなげます。

【コラム】外国につながる幼児の増加

外国につながる子供は、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒だけでなく、幼稚園や保育園に通う幼児も増えています。公益社団法人全国幼児教育研究会が文部科学省の委託を受け、「幼稚園における外国人幼児等の受入れに関する研修プログラムの開発及び研修資料の作成」と題して研究成果を資料としてまとめるなど、外国人幼児等への日本語教育のニーズが高まっています。今後、各小学校においては、幼保小連携も視野に入れた取組を実施することが求められます。

公益社団法人全国幼児教育研究会：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1405077_00012.htm

また、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが、厚労省の令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業にて、「保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究」を実施し、取組事例等を紹介しています。

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業：https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_07.pdf

4-2 個別の指導計画の作成

個別の指導計画の引継ぎ

日本語指導が必要な児童・生徒への指導・支援は、在籍学級、日本語学級、そのほか児童・生徒が学習を進める上で関わる教職員が連携して、切れ目なく取り組むことが重要であり、進学や就職等、児童・生徒の成長に応じ、関係機関との引継ぎ及び連携を通じて、継続していく必要があります。

日本語指導を受けた児童・生徒が進学する際には、進学先の学校に当該児童・生徒の「個別の指導計画」を送付し、引継ぎを確実にを行い、学校間で連携を図ることが大切です。このことによって、進学先の学校がスムーズに指導を開始できることにつながるだけでなく、当該児童・生徒が、安心して指導を受けられることにもつながります。

また、他校へ転入する児童・生徒に対しても同様です。今までの指導・支援が継続できるよう「個別の指導計画」を引き継ぎましょう。

なお、指導計画の作成・管理や学校間の引継ぎに際しては、保護者の理解を得ることや個人情報の取扱いについて十分な配慮が必要です。

【コラム】つながる指導・支援＜A区の実践＞

A区では、外国人児童・生徒等の就学について、入学・転入の際に就学意向・進学先の確認を行い、未就学を防いでいます。また、区立学校へ就学する場合は、必要に応じて、学校・日本語学級等の面談につないでいます。学校は、日本語学級等に通う児童・生徒が在籍することになった場合、個別の指導計画を作成し、個人情報に配慮しながら日本語学級等と情報を共有して、連携を図っています。また、小・中学校における連続した指導・支援体制の構築を目的に、小学校から中学校への「引継ぎシート」の様式を作成し、進学先の中学校に情報が確実に共有されるようにしています。

【コラム】つながる指導・支援＜B中学校の実践＞

B中学校では、進路指導に力を入れており、高等学校の先生に話を聞く会、3年生に話を聞く会、進路説明会を開催しています。高等学校の先生に話を聞く会では、近隣の都立高等学校（2校）に依頼して、高等学校の特徴や学校生活の様子などの話をしてもらおう取組をしています。

4-3 学習評価と指導の終了

指導の終了

児童・生徒の学習の成果や成長を今後の指導・支援に生かすことを念頭に、定期的に「形成的評価」、「総括的評価」を行い、入り込み指導や取り出し指導の回数や期間を再確認する必要があります。日頃の指導の中でどの程度力が身に付いたか、授業観察や学習の中での発表、作文など知識やスキルを使いこなす場面での評価を行い、日々の授業改善に生かしてください。また、一定期間指導を行い、日本語の能力がどの程度の段階にあるのか、例えばDLA等のアセスメントを活用して確認します。

指導の終了についても、開始時と同様に、教育課程の編成・実施・管理の権限を有する校長の責任の下、日本語指導担当教員、学級担任など、複数の教員が関わり、多面的・多角的に判断していく必要があります。

日本語指導以外の指導・支援

日本語指導を終了しても、教科学習の支援の継続、キャリア支援、母語・母文化等の支援の要否や児童・生徒の将来を見据えた支援について、検討していくことが大切です。

【コラム】増加する外国人児童・生徒等への教育の在り方について（キャリア教育等の提供、母語・母文化の学びに対する支援）^(*)

- ・（略）日本でキャリア教育や相談支援などを包括的に提供することや、子供たちのアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに（略）、母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことも必要である。
- ・日本人の子供を含め、多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成やグローバル人材の育成など、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育に更に取り組むべきである。

^(*)中央教育審議会（令和3年1月）「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」

第5章 日本語指導プログラムとコース設計

児童・生徒への日本語指導は、ことばの力（3つの柱）※1の習得が重要です。日本語指導のプログラムとコース設計を学び、一人一人の実態に応じた指導・支援を実施することで、児童・生徒に必要な力を育みます。

※1 ことばの力（3つの柱）：

- (1) 学校・社会生活におけるコミュニケーションのための日本語の能力を身に付ける。≒生活言語能力
- (2) 教科等の学習に参加するための日本語の能力を高める。≒学習言語能力
- (3) アイデンティティ形成・自己実現のために、ことばを使う力を育む。

5-1 日本語指導のプログラム

日本語の能力に応じた「プログラム」や、児童・生徒一人一人に合わせた個別の指導計画を作成して指導等を行うこと（コース設計という）に関するポイントを学びます。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル

児童・生徒一人一人に応じた指導を行う上で参考になる指導モデルを12タイプ示します。児童・生徒の実態に近いモデルを参考にすることで、指導・支援について学びます。

5-3 日本語指導に活用できる教材・資料

東京都で作成、発行している教員用指導教材集や児童・生徒向け教材、発達段階に応じた教材例を紹介しています。

日本語指導が必要な児童・生徒への指導を、どう計画すればよいですか。

日本語指導のプログラムとは、何ですか。

日本での学習経験が少ない児童・生徒への指導はどのように計画すればよいですか。

日本語の継続的な指導につなげるためには、何をすればよいですか。

発達段階によって、指導を計画する上で、留意する点がありますか。

5-1 日本語指導のプログラム

日本語指導のプログラム (*)

個別の指導計画の作成に当たっては、児童・生徒の年齢的な発達と日本語の習得状況を踏まえ、下に示す「プログラム」を参考に、どの時期にどのプログラムに取り組みさせるのかを設計します。

① 「生活のための日本語」プログラム (サバイバル日本語)

・日本の学校生活等で必要な知識などと、日本語を使って行動する力を身に付ける。

② 「日本語基礎」プログラム

・文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を身に付ける。

③ 「技能別日本語」プログラム (聞く、話す、読む、書く)

・「聞く」「話す」「読む」「書く」のことばの力を身に付ける。

④ 「内容と日本語の統合学習」プログラム (トピック型、教科志向型、プロジェクト型)

・日本語と教科、それぞれで学ぶ内容を一つのカリキュラムで学び、日本語の能力を身に付ける。また、思考し、判断し、表現するためのことばの力を高める。(トピック型・教科志向型) S L ※
・共生社会の一員として自己実現し、よりよい社会をつくるために実際に問題解決する活動を通して、思考し、判断し表現するためのことばの力を身に付ける。(プロジェクト型)

※ J S L とは、ここでは「J S L カリキュラム」のことを指す。日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指したカリキュラム

(*) 文部科学省(平成31年3月)「外国人児童生徒の受入れの手引(改訂版)」を参考

【コラム】コース設計とは

一定期間どのような頻度で、誰が、何を教えるかを定めることをコース設計と言います。「特別の教育課程」で作成する個別の指導計画では、このコース設計をしていくことになります。

「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引」では、「日本語を教える人の仕事として、最初に行うのが日本語を教えるためのコースデザインです。1学期の期間や数か月の期間に複数回行われる授業や科目のことをコースと言います。コースデザインとは、コース全体を設計することを指します。コースをデザインするには様々なことを考えなければなりません。」、さらには「コースデザインにおいては、現実世界とつながるような日本語学習が実現できるよう努める必要があります。」とあり、日本語指導においても、D L A 等のアセスメントの実施や面談、授業観察等で児童・生徒の背景や実態を把握(「個別の指導計画」の(様式1)「児童・生徒に関する記録」の内容)した上で、一人一人に応じたコース設計(「個別の指導計画」の(様式2)「指導に関する記録」の内容)をすることが大切です。

5-1 日本語指導のプログラム

発達段階による言語習得の特徴 (*)2

日本語のコース設計をする際には、児童・生徒の発達段階を十分考慮することが重要です。

小学生・前半 (1～3年生程度)

- ・日常生活の中で使われる単語や表現を、場面との関係の中で丸ごと覚えたり、真似たりすることができる。文法の説明はあまり有効ではない。
- ・児童の生活に関連のある具体的な場面とともに日本語を聞き、その表現を繰り返し使って活動する経験を通して習得させる。

小学生・後半 (4～6年生程度)

- ・言語を分析する力が一定程度発達しており、具体的な場面での日本語使用例を聞いたり、補助的な説明を受けたりして、規則を理解できる。
- ・理解した日本語を、実際の場面や興味のある内容に関連付けて使う経験を通して習得させる。

中学生

- ・言語を分析する力や、文法規則を応用して使用する力も発達しつつあり、用例と説明を受けて、意味や規則を理解できる。
- ・理解した日本語を、状況に合わせて使用する練習を通して、運用力を高める。

高校生

- ・物事を分析的に捉えたり関連付けたりして学ぶ力があり、社会的な経験も小・中学生とは異なる広がりがある。
- ・多様なツールやリソースに自分でアクセスし、自分の学習を計画的に進める自律的な力を生かし、運用力を高める。

(*)2文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」、
文部科学省（令和5年3月）「文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」を参考

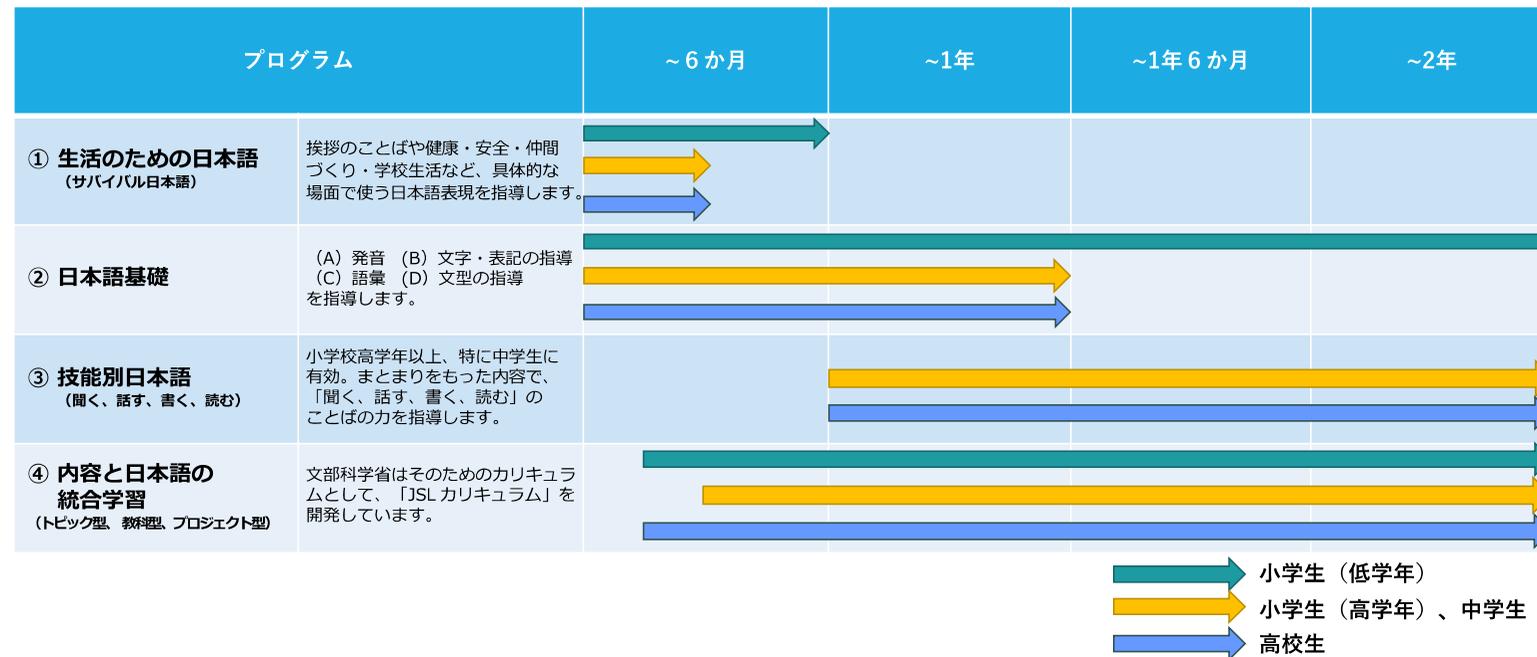
5-1 日本語指導のプログラム

日本語指導のコース設計 ^(*3)

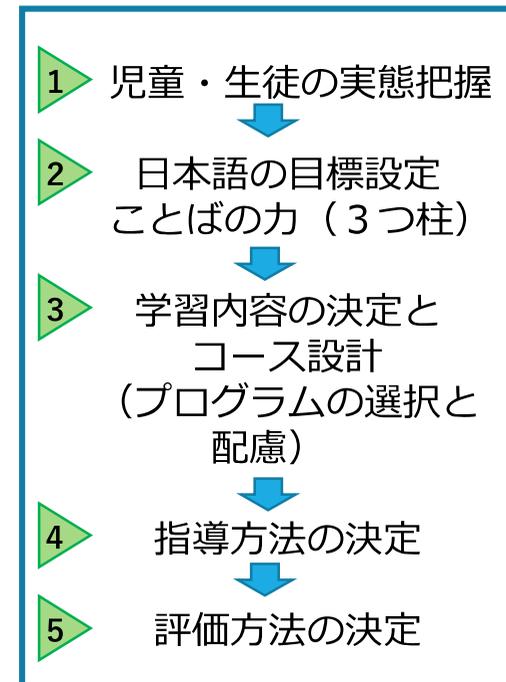
児童・生徒に対する指導について、ことばの力（3つの柱）に基づき目標を設定し、期間、頻度などを決めると同時に、どのプログラムをどの程度（順序と時間的な配置）指導するか、コース設計し、実施することが重要です。

児童・生徒の実態に合わせ、日常のコミュニケーションから教科等の学習への参加を支える日本語の能力を高める学習へと、コースに該当するプログラムを配置することがポイントになります。また、中学生や高校生の場合は、進路選択・キャリア支援に関わる内容を含めることも大切です。児童・生徒一人一人に合わせて設計したコースを個別の指導計画に記し、指導・支援を実施します。

【コース設計の例】



【コース設計の手続き】



(*3) 文部科学省（平成31年3月）「外国人児童生徒の受入れの手引（改訂版）」、
文部科学省（令和5年3月）「文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」を参考

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル

日本語指導が必要な児童・生徒 3つのタイプ

日本語指導が必要な児童・生徒の実態は一人一人異なります。日常会話や、教科学習の日本語の力等の実態を把握し、指導・支援することを前提に、滞日期间と日本語の力の発達の状況から、ここでは、日本語指導が必要な児童・生徒を大きく3つのタイプに分類して示します。

	タイプA	来日直後 ・日本での学習経験がなく、日本語もこれから学ぶ児童・生徒
	タイプB	滞在期間3年程度 ・日常の生活では支障のない程度の日本語の力がある。 ・教科の学習への参加には、十分な日本語の力はまだ獲得できていない。
	タイプC	日本生まれ・日本育ち ・日常会話に支障がなく、適切な指導・支援を受けてこなかったため、学習言語能力が十分に育っていない。 教科学習面では成功体験があまりなく、周囲からは「意欲がない」といった見方をされがちである。

3つのタイプと発達段階を組み合わせた事例

これらのタイプと発達段階を踏まえた12タイプの指導事例を次ページ以降に掲載しました。児童・生徒の実態に応じて、指導・支援の手だてが異なります。担当する児童・生徒に近いタイプを指導の参考にしてください。

	タイプA 来日直後	小学生（前半） 事例①	小学生（後半） 事例②	中学生 事例③	高校生 事例④
	タイプB 滞在期間3年程度	小学生（前半） 事例⑤	小学生（後半） 事例⑥	中学生 事例⑦	高校生 事例⑧
	タイプC 日本生まれ・日本育ち	小学生（前半） 事例⑨	小学生（後半） 事例⑩	中学生 事例⑪	高校生 事例⑫

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例①【小学生（前半）1年～3年】タイプA

【来日直後】・日本での経験がなく、日本語等をこれから学ぶ。



1 対象児童の姿

- * 日本語の力：挨拶や身の回りの物の名前、教師からの指示が分からない。
- * 母語の力：日常の簡単な会話はできる。詳しく話すための力はまだ身に付いていない。
- * 教科学習の経験：母語での学習経験がないため、教科の学習言語は日本語で初めて出会う。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・身近な大人や友達と問題なくコミュニケーションを取ることができる。
- ・遊びや生活の中での日本語を理解できる。

* 学習認知面の発達

- ・特別な支援なしで、授業に参加することができる。
- ・多少の誤用はあるが、知っている言葉を用いて短文を作り、文と文のつながりを意識した文章を作ることができる。
- ・伝えたいことを知っていることばをつないで、何とか伝えようとするすることができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・日常の出来事や経験、その中で感じたことを表現することができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
① 生活のための日本語	・学校でよく使う日本語（挨拶、自己紹介、体調、持ち物など）	・学校でよく使う日本語（当番、掃除、遊びなど）	・学校でよく使う日本語（行事など）
② 日本語基礎	・運筆 ・文字（平仮名） ・学校に関係のある語彙（持ち物、教科、教室など） ・名詞文	・文字（平仮名、特殊音節） ・身近な語彙 ・形容詞文・動詞文など	・文字（平仮名、特殊音節、片仮名） ・教科書の内容（一部）をやさしい日本語で学習 ※内容と日本語の統合学習につながる学習

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例）

プログラム ①生活のための日本語、②日本語基礎

1 ねらい	「生活のための日本語」・身の回りのものの名前を言うことができる。 「日本語基礎」・平仮名を読むことができる。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、日付や曜日の確認 (2) 身の回りのもの（筆箱・鉛筆・消しゴム・教科書・ノート）などについて「ある？ない？」との質問に対し、自分のものがあるかどうかを答える。 【ある・ないゲーム】（参考：「日本語指導ハンドブック（デジタルブック）」アクティビティ5） (3) (2)で取り上げたものを机の上に並べ、名前を聞いて、どれかを指差しで答える。（その時に、名前を言う。）【指差しゲーム】 (4) 何度か聞いて分かるようになったら、「これは何？」と聞いて答える。 (5) 覚えたものの名前を平仮名で読む。 (6) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫	・児童の実態に合わせて、学習用具の種類や数を変える。 ・「ある・ないゲーム」「指差しゲーム」など、楽しみながら練習する活動を多く取り入れることで、児童の学習意欲を高める。 ・本時では、平仮名を読むことのみを取り上げているが、既習の場合は、書くことに取り組みせてもよい。その際、「し」や「つ」など、児童が書きやすい順から指導していくとよい。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例②【小学生（後半）4年～6年】タイプA

【来日直後】・日本での経験がなく、日本語等をこれから学ぶ。



1 対象児童の姿

- * 日本語の力：挨拶や身の回りの物の名前、教師からの指示を理解するための力はまだ身に付いていない。
- * 母語の力：年齢相応の力がある。
- * 教科学習の経験：・母語での教科学習は、学年相当の内容を学習している。
・日本語での教科学習の経験はない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・身近な大人や友達と問題なくコミュニケーションを取ることができる。
- ・遊びや生活の中での日本語を理解できる。

* 学習認知面の発達

- ・授業にある程度の支援を得て参加でき、教師の話の内容は大まかに理解ができる。
- ・誤用はあるが、複文を作ったり、文をつないで1段落程度の長さの流れのある文章を書くことができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・他者との関係性を理解した上で、自分の意見や考え、経験について表現することができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
① 生活のための日本語	・学校でよく使う日本語（挨拶、自己紹介、体調、持ち物など）	・学校でよく使う日本語（当番、掃除、委員会、遊びなど）	・学校でよく使う日本語（行事など）
② 日本語基礎	・文字（平仮名、特殊音節、片仮名） ・学校に関係のある語彙（持ち物、教科、教室など） ・名詞文、形容詞文、動詞文など	・文字（特殊音節、片仮名、漢字1年） ・身近な語彙 ・助詞の使い方など	・文字（特殊音節、片仮名、漢字1・2年） ・身近な語彙 ・助詞の使い方など

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例）

プログラム ①生活のための日本語、②日本語基礎

1 ねらい	「生活のための日本語」・「好き」「嫌い」を伝えたり、友達に「好き」「嫌い」を質問したりすることができる。 「日本語基礎」・仮名や片仮名を正しく書くことができる。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、日付や曜日の確認 (2) 教師が絵カードと表情で示す好きな果物・野菜や嫌いな果物・野菜について、「好き」「嫌い」を確認する。 (3) 果物や野菜の名前の絵カードを用いて、繰り返し練習をする。 (4) 児童の好きな果物（野菜）や嫌いな果物（野菜）について、絵カードを使って確認する。 T：「○○さんは、りんごが好きですか。」 S：「はい、好きです。／いいえ、嫌いです。」 (5) 担当教員以外の教員や友達に好きな果物（野菜）や嫌いな果物（野菜）について質問する。聞いて分かったことを報告する。 (6) 取り上げた果物（野菜）の中から、いくつか取り上げて、平仮名や片仮名を書く練習をする。 (7) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫	・絵カードを使うことで、名前を知らない野菜や果物の日本語での言い方を確認できる。動物については、「日本語指導ハンドブック1」第4課 第8単元の内容やワークシートが活用可能である。 ・(5)を基に、在籍学級の友達に聞いてくることを宿題にしてもよい。 ・平仮名や片仮名、学習した文を書く学習に取り組みせ、書くことに慣れさせる。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例③【中学生】タイプA

【来日直後】・日本での経験がなく、日本語等をこれから学ぶ。



1 対象生徒の姿

- * 日本語の力：挨拶や身の回りの物の名前、教師からの指示を理解するための力は、まだ身に付いていない。
- * 母語の力：年齢相応の力があり、母語で読んだり、書いたりすることができる。
- * 教科学習の経験：・母語での教科学習は、学年相当の内容を学習している。
・日本語での教科学習の経験はない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・学校生活をスムーズに送ることができる。学習面のみならず、部活動や委員会等に参加でき、周囲の生徒との関わりをもつことができる。

* 学習認知面の発達

- ・授業にある程度の支援を得て参加できる。教師の話の内容は大まかに理解ができる。
- ・文章の構成を意識しながら、複数段落で構成される文章を書くことができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・自国の文化や習慣を説明することができる。
- ・社会活動に参加するために必要な日本語を身に付け、自分の進路について考えることができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
① 生活のための日本語	・挨拶、自己紹介、体調、日付・時刻、教科名、校内案内図など	・簡単な指示 ・緊急対応の語彙・表現	・係の仕事（日直、給食、掃除） ・学校行事の案内 ・移動教室等の持ち物
② 日本語基礎	・文字（平仮名、漢字） ・学校に関係のある語彙	・文字（平仮名、片仮名、漢字） ・日常生活に必要な語彙 ・名詞文	・文字（平仮名、片仮名、漢字） ・日常生活に必要な語彙 ・形容詞文・動詞文

●授業展開（1ヶ月目の授業展開の例）

プログラム ①生活のための日本語、②日本語基礎

1 ねらい	「生活のための日本語」・教科を表す語彙を知ることができる。 ・校内案内図を見て、教科で使う教室を探すことができる。 「日本語基礎」・担当教員や持ち物、場所を説明することができる。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、日付や曜日の確認 (2) 教科の名前や担当教員について知る。 ・提示される時間割を見ながら、「月曜日は社会や体育や音楽などがあります。体育の先生は、〇〇先生です。」等、教科や担当の教員についての説明を聞き、次に、提示される校舎案内図をみながら「体育館はここです。」等の説明を聞き、場所を確認する。 ・時間割を見て、分からない教科名や担当教員に印を付ける。 ・教科名の読み方を確認し、分からない教科はタブレットで意味を調べる。 ・担当教員の名前の読み方と漢字を確認する。 (3) 校内案内図を基に、教科等に関連する場所と行き方について知る。 ・校内案内図を見て、それぞれの教科等に関連する場所（体育館、音楽室、技術室など）に印を付ける。 ・「音楽室はここです。」などの表現を言わせる。自分のクラスからの行き方を確認する。 (4) 学んだことを使って、教科係として、担当教員、持ち物、場所を紹介する。 ・「月曜日の1時間目は、体育です。先生は〇〇先生です。持ち物は体育着とタオルです。」のような表現を使って、教科名や担当教員、場所を日本語で説明する。
3 指導内容の工夫	・(2)では、担当教員名が入った時間割を作成し、漢字・平仮名で練習できるように準備しておく。また、時間割については、「日本語指導ハンドブック1」第7課 第14単元の内容やワークシートが活用可能である。 ・(3)では、「たのしいがっこう（デジタルブック）」⑨の内容やワークシートが活用可能である。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例④【高校生】タイプA

【来日直後】・日本での経験がなく、日本語等をこれから学ぶ。



1 対象生徒の姿

- * 日本語の力：挨拶や身の回りの物の名前、教師からの指示を理解するための力は、まだ身に付いていない。
- * 母語の力：年齢相応の力があり、母語で読んだり、書いたりすることができる。
- * 教科学習の経験：・母語での教科学習は、学年相当の内容を学習している。
・日本語での教科学習の経験はない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・学校生活において基本的な日本語を身に付け、学校での経験を生かして社会での生活を基本的な日本語を用いて送ることができる。

* 学習認知面の発達

- ・母語の力を生かしながら、やさしい日本語で高校の学習に取り組むことができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・自らの置かれた環境でどう生きるのかを考え、日本で生活し、学ぶことの意味を自分自身で見付けていくことができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
① 生活のための日本語	・挨拶、自己紹介、体調、日付・時刻、教科名、校内案内図、移動教室等の持ち物など ・緊急対応の語彙・表現	・係の仕事（日直、委員会、掃除など） ・学校行事の案内 ・授業や課題の指示	・進路活動の流れ
② 日本語基礎	・文字（平仮名、片仮名、漢字） ・学校・日常生活に必要な語彙	・文字（片仮名、漢字） ・名詞文・形容詞文・動詞文	・N 5レベルの漢字・語彙・文法・読解・聴解

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例）

プログラム ①生活のための日本語、②日本語基礎

1 ねらい	「生活のための日本語」・日本の学校生活について理解を深め、主体的に参加する意欲をもつことができる。 「日本語基礎」・学校行事に関する語と「～があります、～をします」という表現で、自分の国の学校行事を紹介することができる。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、日付や曜日の確認 (2) 「東京の学校生活」資料編「多言語カード」を見て、イラスト等を手掛かりに、何月の行事か考える。 (3) 資料編「1年間の行事一覧」を活用し、何月か確認する。 (4) 日本の学校行事でよく分からない行事については、タブレットを使って調べ、自分の国の行事と同じ行事や楽しみな行事を、ワークシートに記入する。 (5) (4)に記入した内容を基に、自分の国の行事と同じ行事と、楽しみな行事をそれぞれ紹介する。 (6) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫	・映像を見せる際は、生徒の実態に応じて、日本語又は多言語の音声か、字幕は必要かを判断する。 ・実際に日本の学校行事を体験した後は、自分の価値観や友人関係の変化、今後の課題など、新たな気付きから自己理解・他者理解を深め、次の行事に生かせるようにする。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑤【小学生（前半）1年～3年】タイプB

【滞在期間3年程度】 ・ 日常生活では支障のない程度の日本語の力がある。
 ・ 教科の学習への参加にはまだ十分な日本語の力は獲得できていない。



1 対象児童の姿

- * 日本語の力： ・ 友達とのコミュニケーションはほとんど問題がない。詳しく話すことに苦手意識があり、聞き取りも大体で理解していることが多い。
 ・ 助詞の使い方と、文や文章を書くことに課題がある。
- * 母語の力： 日常会話は問題なく、読むことはできるが、書くことができない。
- * 教科学習の経験： 母語での学習経験がないため、教科の学習言語は日本語のみである。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・ 伝えたいことを順序良く、筋道を立てて、分かりやすく伝えることができる。
- ・ 学級活動等で、教員や友達と積極的な関わりを通して自信をもつことができる。

* 学習認知面の発達

- ・ 自分の学習の仕方を確立することができる。苦手なことは努力して乗り越えるスキルを身に付けることができる。
- ・ 理解したことを日本語で説明しながら、考えを整理することができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・ 教員や友達と楽しく日本語で対話できることで、自信をもつことができる。
- ・ スピーチや発表に対する自信を付け、学級活動等でも、自分の意見をはっきりと話すことができる。

3 指導計画

プログラム期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
④ 内容と日本語の統合学習 (教科型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日記を書く ・ 国語科を中心に先行学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組み立てを考えて書く (はじめ、中、おわり) ・ 国語科を中心に先行学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本を紹介する ・ 国語科を中心に先行学習

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例） プログラム ④ 内容と日本語の統合学習

1 ねらい
「内容と日本語の統合学習」 ・ 楽しかったことやうれしかったことを書くことができる。
2 主な学習活動
(1) 始めの挨拶、日付や曜日の確認、前時の復習
(2) 最近あった行事などの写真を見ながら、「これはいつですか」「何をしましたか」ということばを引き出す質問を聞き、事柄について思い出す。
(3) 教員が作成したモデル文を基に、「したこと」「見たこと」「見つけたもの」「言ったこと」「聞いたこと」「思ったこと」などを具体的に書くための視点に気付く。
(4) (2)の中から、日記に書きたいことを決める。 ・ 観点 (いつ、どこで、誰と、何をした、どうだった) を基に、短冊に記入する。
(5) 書いた文章を声に出して読み返し、主述や、拗音、長音、濁音、促音、拗長音等の書き間違いがないかについて気付く。
(5) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 話しやすい雰囲気を作り、心に残った出来事について話させる。 ・ 短冊に書いた内容を友達の前で発表させるとともに、互いの発表についても感想を言わせる。 ・ 時間があれば、短冊の内容を基に、ワークシートにまとめさせる。 ・ 授業後に、何度か日記に取り組みせ、その中からスピーチを行わせてもよい。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑥【小学生（後半）4年～6年】タイプB

【滞在期間3年程度】 ・ 日常生活では支障のない程度の日本語の力がある。
 ・ 教科の学習への参加にはまだ十分な日本語の力は獲得できていない。



1 対象児童の姿

- * 日本語の力： ・ 友達とのコミュニケーションはほとんど問題はないが、詳しくは話せず、聞き取りも大体で理解していることが多い。
 ・ 助詞の使い方と、文章を書くことに課題がある。
- * 母語の力： 日常会話に問題はなく、読むことはできる。書くことはできない。
- * 教科学習の経験： 母語での学習経験が十分でない。教科の学習言語は日本語のみである。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・ 伝えたいことを順序良く、筋道を立てて、分かりやすく伝えることができる。
- ・ 学級活動や委員会活動等で教員や友達と積極的に関わるなど、自信をもつことができる。

* 学習認知面の発達

- ・ 自分の学習の仕方を確立し、苦手なことは努力して乗り越えるスキルを身に付けることができる。
- ・ 理解したことを日本語で説明しながら、考えを整理していくことができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・ 教員や友達と楽しく日本語で対話できることで、自信をもつことができる。
- ・ 日本語の授業でスピーチや発表に対する自信を付け、学級活動や委員会活動、縦割り班活動等でも、自分の意見をはっきりと話すことができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	・ 文章読解 ・ 作文指導	・ 文章読解 ・ 作文指導	・ 文章読解 ・ 作文指導
④ 内容と日本語の統合学習	・ 国語科・算数科を中心に 先行学習	・ 「読書感想文を書こう」 (読書感想文を書く) ・ 国語科・算数科を中心に 先行学習	・ 「自分の国の祭を紹介しよう」 (自分の国の祭を調べ、 友達に紹介する)

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例） プログラム ③ 技能別日本語

1 ねらい
「技能別日本語」 ・ 本を選んだ理由、大まかな内容、感想等を、読書メモにまとめることができる。
2 主な学習活動
(1) 始めの挨拶、前時の復習
(2) 読んだ本について、簡単なQ & Aをする。
(3) (2)を基に、読んだ内容をメモにまとめる。
(4) 書く内容について、メモにまとめる。 (内容) ・ 本を選んだ理由 ※「どうして、この本を読みましたか。」 ・ 登場人物と大まかな内容 ※「○○は何をしました。」「○○は何をした人です。」 ・ 心に残ったところ、覚えているところを2、3カ所選ぶ。 「私が、心に残ったところは○○です。(理由)だからです。」
(5) (4)を基に、自分の読んだ本について紹介する。
(6) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫
・ 図書室で子供に本を選ばせたり、事前に読ませたりしておく。事前に読ませることが難しい場合は、1時間を使い、一緒に読む。 ・ 書く内容についてメモにまとめる際は、教師が聞き取りをしながら進めてもよい。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑦【中学生】タイプB

【滞在期間3年程度】 ・ 日常生活では支障のない程度の日本語の力がある。
 ・ 教科の学習への参加にはまだ十分な日本語の力は獲得できていない。



1 対象生徒の姿

- * 日本語の力：日常生活に支障のない程度の日本語の力があり、友人や教員とコミュニケーションすることができる。教科の学習への参加はまだ難しく、支援が必要である。
- * 母語の力：家族との日常会話は可能である。読み書き等の学習は来日前で止まっている。
- * 教科学習の経験：来日前は母語で年齢相当の学習を経験していた。日本語での教科学習にも取り組んではいるが、正確に理解する力は、まだ十分に身に付いていない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・ 高校で部活動や様々な行事、委員会活動等に積極的に参加することができる。また、地域の活動等も経験しながら、社会とつながることができる。

* 学習認知面の発達

- ・ 母国や日本での学習経験を生かしながら学習に取り組み、年齢相当の学習認知面の力を身に付けることができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・ 自分の思い描く進路が実現できるよう、進学や就職を意識しながら進路学習に取り組むことができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	・ 「紹介文を読む／書く」	・ 「体験文を読む／書く」	・ 「意見文を読む／書く」
④ 内容と日本語の統合学習 （トピック型・教科型）	・ 「母語を紹介する」 ・ 社会科・理科「JSLカリキュラム」で実施	・ 「母国の友人に向けて、自分の日本での体験を語ろう」 ・ 社会科・理科「JSLカリキュラム」で実施	・ 「将来母国のためにできることについて、意見文を書こう」 ・ 社会科・理科「JSLカリキュラム」で実施

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例） プログラム ④ 内容と日本語の統合学習

1 ねらい
「内容と日本語の統合学習」・自分の母語について紹介することができる。
2 主な学習活動
(1) 始めの挨拶、前時の復習
(2) 日本語と自分の母語について、似たところや違うところ、日本語を学ぶときに簡単だったことや難しかったことを確認する。（「似た言葉があります。」「文字は種類しかありません。」など）
(3) 「〇〇語を学ぶ人へ」というテーマで、自分の母語を学びたい人に日本語との共通点や相違点、その言語を学ぶ際のポイント等を紹介する活動に取り組む。
(4) インターネットや図書を使って、母語についての情報収集を行い、集めた情報をワークシートに整理する。
(5) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫
・ 本時以降、互いに質問させるなどの活動を取り入れ、互いの意見からの気付きを促す。 ・ ワークシートにまとめた内容を基に、次時以降、発表を行わせる。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑧【高校生】タイプB

【滞在期間3年程度】 ・ 日常生活では支障のない程度の日本語の力がある。
 ・ 教科の学習への参加にはまだ十分な日本語の力は獲得できていない。



1 対象生徒の姿

- * 日本語の力：日常的に日本語でコミュニケーションを行い、学校生活の中の「聞く」「話す」は不自由なくできる。学習言語の「読む」「書く」は十分ではなく、得意科目以外の授業はついていくことが難しい。
- * 母語の力：年齢相当の力は有していると思われるが、中学校3年で来日しているため、母語の「読む」「書く」については、中学校段階で止まっている。
- * 教科学習の経験：日本の中学校で1年間、在籍学級で日本語で学んだ。母国では英語で授業が行われていたため、英語は英検準1級レベルである。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・ 日本で、英語を生かした入試（総合型選抜）で経済・経営等の文系学部の受験に合格し、進学することができる。将来は、経営学の知識や、日本語や母語を生かした仕事に従事したいと考えている。

* 学習認知面の発達

- ・ 大学生レベルの学習言語の習得と思考力・判断力・表現力を身に付けることができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・ 母国での経験を生かしながら、自信をもって日本で学校・社会生活を送ることができる。
- ・ 進学・就職に向けて、日本語の能力試験N2やN1合格を目指している。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	・ 進学・就職のための書類の書き方・面接対策（原稿用紙の使い方）	・ 進学・就職のための書類の書き方・面接対策（自己PR・長所と短所）	・ 進学・就職のための書類の書き方・面接対策（高校時代に○○○こと）
④ 内容と日本語の統合学習（プロジェクト型・教科型）	【プロジェクト型】 ・ 先輩の体験談から学ぶ。 【教科型】 ・ 小説「山月記」	【プロジェクト型】 ・ 卒業後の進路と職業（調べる） 【教科型】 ・ 小説「山月記」	【プロジェクト型】 ・ 卒業後の進路と職業（決める） 【教科型】 ・ 小説「山月記」

● 授業展開（2ヶ月目の授業展開の例） プログラム ③ 技能別日本語

1 ねらい
「技能別日本語」・自分の長所や強み等を表現することができる。
2 主な学習活動
(1) 始めの挨拶、前時の復習
(2) 友人や家族から、あなたの長所や強みと言われたことがあるかを確認する。
(3) 興味のある大学や企業のホームページ等を複数確認し、どのような人材が求められているかについて調べる。分からない言葉は、タブレット等で調べる。
(4) (3)の活動を通じて知った言葉を互いに紹介する。
(5) 自分自身を振り返り、長所や強み等をワークシートに記入する。その際、「私の強みは、～です。」「私の長所は、～です。」等の表現や文型について学習する。
(6) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ (5)では、(4)で学んだ語彙や表現を積極的に使うよう指導する。 ・ 本時の内容を基に、次時では、自己PRを書かせる活動に取り組みさせる。 ・ 進路学習に当たっては、「東京の学校生活」高校⑥「進路」を活用することも可能である。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑨【小学生（前半）1年～3年】タイプC

【日本生まれ・日本育ち】・日常会話に支障がないが、学習言語能力が十分に育っていない。
 ・教科学習面では成功体験があまりなく、周囲からは「意欲がない」といった見方をされがちである。



1 対象児童の姿

- * 日本語の力：挨拶程度の日本語は話することができる。家庭での言語が英語であるため、単語をいくつか知っているものの、「読む」「書く」「話す」ことはほとんどできない。
- * 母語の力：年齢相応の力がある。
- * 教科学習の経験：日本で2年程度、保育園に在籍していた。教科学習の経験はない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・身近な大人や友達と問題なくコミュニケーションを取ることができる。
- ・遊びや生活の中での日本語を理解できる。

* 学習認知面の発達

- ・特別な支援なしで、授業に参加することができる。
- ・多少の誤用はあるが、意味の通じる文を書くことができる。
- ・伝えたいことを知っていることばをつないで、何とか伝えようとするすることができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・年齢相応の母語の力（話す・聴く）が身に付いており、家族とコミュニケーションができる。
- ・日常の出来事や経験、その中で感じたことを表現することができる。

3 指導計画

プログラム/期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	話す、聞く、読む（平仮名）を中心に指導	話す、聞く、読む（平仮名、特殊音節）を中心に指導	話す、聞く、読む（片仮名）を中心に指導
④ 内容と日本語の統合学習（トピック型・教科型）	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで給食」給食に関する語彙 「好きなもの・嫌いなもの」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「たのしい全校遠足」道路の歩き方 他の学年の友達との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プールが始まるよ」着替えの仕方 プールの入り方
	<ul style="list-style-type: none"> ・国語科・算数科を中心に、教科特有の表現を確認し、在籍学級と並行して学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・国語科・算数科を中心に、教科特有の表現を確認し、在籍学級と並行して学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・国語科・算数科を中心に、教科特有の表現を確認し、在籍学級と並行して学習

● 授業展開（1ヶ月日の授業展開の例） プログラム ④ 内容と日本語の統合学習（教科型）

1 ねらい	「内容と日本語の統合学習」・「おおきなかぶ」の登場人物と登場順を読み取り、お話のおもしろさを感じられる。 ・絵カードの操作などを通して「～は、～を呼んできました」「～を～がひっぱって」の文型とその意味を知り、物語の展開を理解する。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、前時の復習 (2) 長音を含む短い文章を音読する。 例：「おじいさんがあるいています。」「おばあさんがほんをよんでいます。」 「おねえさんとおにいさんがケーキをつくりました。」 (3) 授業で読んだ内容等を基に、絵カードで登場人物（出てくるもの、人、動物）を確認する。 (4) 本文から「○○は、○○をよんできました。」の文を探す。 (5) 絵カードを並べながら、出てくる順番を確認し、「○○は、○○をよんできました。」に登場人物を入れながら、教師と一緒に繰り返し練習する。 (6) 教師と一緒に「おおきなかぶ」を音読する。児童は「うんとこしょ、どっこいしょ。」「○○は、○○をよんできました。」のみを音読する。 (7) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・登場人物について、絵カードを用意し、「これは誰ですか。」と質問したり、「次はだれですか。」と順番を聞いたりする。 ・最初は「うんとこしょ、どっこいしょ。」のところだけを言わせる。慣れてきたら、「○○が○○をひっぱって。」等、繰り返し出てくる文も、教師と一緒に音読させる。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑩【小学生（後半）4年～6年】タイプC

【日本生まれ・日本育ち】・日常会話に支障がないが、学習言語能力が十分に育っていない。
 ・教科学習面では成功体験があまりなく、周囲からは「意欲がない」といった見方をされがちである。



1 対象児童の姿

- * 日本語の力：
 - ・日常会話はできる。伝え方に迷いが生じ、詳しく話すための力は、まだ身に付いていない。
 - ・ことばの使い方や言い回しを時々誤り、分かりにくい表現になる。
- * 母語の力：学校以外、常に母語で会話しているため、込み入った話もスムーズにできる。母語で書くことは難しい。
- * 教科学習の経験：
 - ・母語では学習した経験がないため、学習言語は日本語で学んだものしか知らない。
 - ・新しいことを学ぶとき、学習した日本語を基にして理解する。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・自分の言いたいことを、まとまりを意識して、相手に伝わるように話すことができる。
- ・委員会等の発表で下級生に分かりやすく説明したり、はっきりと指示を出したりできる。

* 学習認知面の発達

- ・特別な支援なしで、授業に参加できる。
- ・学年相当の漢字を正しく読むことができ、一つ下の学年の漢字を書くことができる。
- ・作文に意欲的に取り組むことができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・自国の文化や習慣について経験したり、保護者に聞いたりして、説明することができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	文章読解（説明文）話し合い活動	テーマや使わせたい表現を指定したスピーチ活動	構成や使わせたい表現を指定したスピーチ活動
④ 内容と日本語の統合学習（トピック型・教科型）	「友達と仲直りしよう」 けんかした友達と仲直りしよう。 ・国語科・算数科を中心に、教科特有の表現を確認しながら、在籍学級の先行学習	「読書感想文を書こう」 感想文の書き方 ・国語科・算数科を中心に、教科特有の表現を確認しながら、在籍学級の先行学習	「いろいろな国の料理を紹介しよう」 興味をもった国の料理を調べて友達に紹介しよう。 ・国語科・算数科を中心に、教科特有の表現を確認しながら、在籍学級の先行学習

● 授業展開（3ヶ月目の授業展開の例） プログラム ④ 内容と日本語の統合学習（教科型）

1 ねらい	「内容と日本語の統合学習」・日本の伝統的な朝食と「私の朝食」を比べて気付いた共通点と相違点を、対比の表現や比較の表現などを利用して文章にまとめることができる。 ・モデルの文章で学んだ文型を活用して文章を書くことができる。「AとBは〇〇が同じです。」「Aは〇〇ですが、Bは□□です。」「AよりもBは〇〇です。」
2 主な学習活動	
(1) 始めの挨拶、前時の復習	
(2) 教師が自分の朝食について説明した後、児童同士で質問する。（「朝、何を食べましたか。毎日、同じですか。」等）	
(3) 日本の伝統的な朝食を紹介する文章（リライトしたもの）を読む。	
(4) 日本の伝統的な朝食と自分の朝食を比べ、同じところと違うところをワークシートにまとめる。	
(5) (4)で記入した内容について、児童同士で質問する。	
(6) リライトしたものを参考に、「私の朝食」について文章でまとめる。	
(7) 教師と一緒に書いた内容を確認し、最後に発表する。	
(8) 終わりの挨拶	
3 指導内容の工夫	・(6)(7)については、次時の活動としてもよい。 ・この時間で学んだ内容を基に、興味をもった国の料理を調べる学習に取り組みさせる。

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑪【中学生】タイプC

【日本生まれ・日本育ち】・日常会話に支障がないが、学習言語能力が十分に育っていない。
・教科学習面では成功体験があまりなく、周囲からは「意欲がない」といった見方をされがちである。



1 対象生徒の姿

- * 日本語の力：日常会話はできる。学習言語能力が十分に育っていない。
- * 母語の力：家族との日常会話は可能である。学習経験がないため、読み・書きの力は十分に身に付いていない。
- * 教科学習の経験：日本語での教科学習の経験しかないが、年齢相当には追いついていない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・学校のリーダーとして、部活動や委員会活動、行事等において、中心となって取り組むことができる。
- ・日本語指導を通じて学んだことを、学校生活や社会生活で活用することができる。（社会への適応や同じ国の生徒への支援など）

* 学習認知面の発達

- ・教科等の学習に参加するための日本語の力を高め、日本語で教科学習に参加できる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・社会的活動に参加するための日本語を身に付けるとともに、進路実現に向けて、外国人卒業生の話を聞いたり、職業と資格について学んだりしながら、自らの将来像を考えることができる。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	短い読み物 感想・意見を書く	短い読み物 感想・意見を書く	短い読み物 感想・意見を書く
④ 内容と日本語の統合学習（教科型）	案内文から情報を読み取る。 国語科・数学科「JSLカリキュラム」で実施	日本の学校と自分の国の学校について知ろう。 国語科・数学科「JSLカリキュラム」で実施	日本の米について調べ、分かったことをニュースとして伝えよう。 国語科・数学科「JSLカリキュラム」で実施

● 授業展開（3ヶ月目の授業展開の例） プログラム ④ 内容と日本語の統合学習（教科型）

1 ねらい	「内容と日本語の統合学習」・段落の役割に着目しながら、文章の内容を捉えることができる。 ・学んだ接続詞や文章構成を利用して、他の題材について説明文を書くことができる。「例えば」「では、～でしょうか。」「いっぽう」等を使って説明文を書くことができる。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、前時や国語の授業の復習 (2) 教師が作成した野菜に関する説明文について、順序がバラバラに示されていることを生徒が確認する。 (3) (2)の説明文の順序を正しい順序に入れ替え、内容を確認する。 (4) (3)を参考に、自分で決めた野菜について説明文を書く。 (5) 互いが書いた説明文を読み合う。 (6) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫	・在籍学級で読んだ説明文の形式について復習する目的で実施する。 ・(2)で扱う説明文は、「ダイコンは大きな根？」※を参考に、他の野菜（人参やじゃが芋など）をテーマにして、同じ形式の説明文を教員が書いておく。 ・(3)は、ペアやグループで取り組ませてもよい。 ・時間によっては、(5)を次時の冒頭に取り組ませてもよい。 ※ 光村図書 国語I『ダイコンは大きな根？』

5-2 タイプ別に見る日本語指導モデル（12タイプ）

指導モデル 事例⑫【高校生】タイプC

【日本生まれ・日本育ち】・日常会話に支障がないが、学習言語能力が十分に育っていない。
・教科学習面では成功体験があまりなく、周囲からは「意欲がない」といった見方をされがちである。



1 対象生徒の姿

- * 日本語の力：話す・聞くに問題はない。平仮名・片仮名・漢字の全てにおいて読み書きに問題はないが、苦手意識が強く、特に書くことに課題がある。
- * 母語の力：家庭内言語は日本語以外の言語であるが、話すことや読むことに問題はなく、家族とのコミュニケーションも問題ない。書く機会がないため、書く力に課題がある。
- * 教科学習の経験：母語での教科指導は受けていない。

2 2年後の姿（目標）

* 学習生活・社会生活

- ・社会で生活していくための日本語を理解し、将来の社会生活や希望する進路について考え、自分自身で行動できる。

* 学習認知面の発達

- ・将来を意識した学習言語の習得と思考力・判断力・表現力を身に付けることができる。
- ・より高度な日本語の力を身に付けるために学習することができる。

* アイデンティティの形成・自己実現

- ・日本社会で生きていく上での自信がもつことができる。
- ・日本で生まれ、育った自分を肯定的に捉え、その意味を自分自身で見付けることができる。
- ・進学・就職に向けて、日本語能力試験N2に合格する。

3 指導計画

プログラム\期間	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月
③ 技能別日本語	助詞 書くこと	日本語の構文 書くこと	動詞の接続 書くこと
④ 内容と日本語 の統合学習 (プロジェクト 型)	私たちにできること ～防災～ 「防災について学ぶ」 「避難所設営訓練を終えて」	地域のためにできること ～防災～ 「インタビュー」	地域のためにできること ～防災～ 「発表準備」 「発表会」

● 授業展開（1ヶ月目の授業展開の例） プログラム ④ 内容と日本語の統合学習（プロジェクト型）

1 ねらい	「内容と日本語の統合学習」・防災に関する語彙・表現を知り、地域の一員として自分や自分たちにできることを考える。 ・丁寧な依頼や質問の表現「～いただきたいんですが」「〇〇は何でしょうか」等を使用して、地域の方にインタビューし、防災に関する課題等を理解する。
2 主な学習活動	(1) 始めの挨拶、前時の復習 (2) 大規模な防災について、これまで学んできたことや体験したことを確認する。 (3) 「避難所になった高校で、自分や自分たちにできること」というテーマで、地域の方にインタビューした後、グループ発表を行うことを知る。 (4) 誰にインタビューするかを決め、インタビュー相手に聞きたい質問を考えて、ワークシートに書く。 例：不安なこと、高校生に期待すること等 (5) インタビューの依頼の仕方を練習する。 (6) 終わりの挨拶
3 指導内容の工夫	・インタビュー相手の言語は母語でもよい。ただし、インタビュー結果は日本語でまとめさせる。

5-3 日本語指導に活用できる教材・資料

日本語指導に活用できる東京都作成の教材・資料

児童・生徒用教材



「東京の学校生活」

日本の学校に転入する際に知っておきたいこと等の理解や、学校生活に必要な日本語の習得を図るための映像資料

【6言語に対応】



「たのしいがっこう」

学校生活に合わせた日本語を学ぶことができる、学校生活への適応指導に役立つテキスト

【24言語に対応】

教員用指導資料



「日本語指導ハンドブック」

初級日本語の学習指導案や児童・生徒用のワークシート等を掲載した教員用指導教材集



「外国につながる生徒への指導ハンドブック」

「特別の教育課程」の編成・実施など高校での外国につながる生徒を指導する教員用の資料

【高等学校】

5-3 日本語指導に活用できる教材・資料

東京都作成の教材・資料の活用について（例）

2 からだの ちようし
Physical condition

What's wrong?
どうしましたか。

I have a stoneache.
おなか が いたいです。

I feel sick.
気分 が わるいです。

I have a headache.
あたま が いたいです。

The doctorhouse in the nurse's office.
ほけんしつ の せんせい

「たのしいがっこう (デジタルブック)」に基づく学習指導案



eyes, head, ears, nose, teeth, mouth, throat, hand, chest, stomach, back, hip, knee, shin

「？」をクリックして、答えを確認。学習に活用

フラッシュカード機能で音声も確認しながら学習



指導内容に合わせてアクティビティを活用



第2課	体の調子—病気を説明するとき—	使用教材「たのしいがっこう」②
目標		
病気を説明することができる。		
学習項目		
①どうしましたか ②〇〇がいたいです/わるいです ③体の部分を表す言葉 ④〇〇でやすみます/おだいじに ⑤心情を表す言葉		
学習の流れ		
	主な学習活動	指導内容
挨拶	・始めの挨拶 ・前時の復習	・始めの挨拶をする。 ・前時の復習をする。
1	・病気を説明する表現 ・体の部分を表す言葉 を理解する。 【学習項目①②③】	・イラストを見せて、「田中さんです」と伝え、心配そうな顔で「田中さん、どうしましたか」と聞く等のやりとりを例示として見せる。 ・教師が腰を押さえるジェスチャーをして「お腹、痛い」や、頭を押さえるジェスチャーをして「頭、痛い」と言ったり、イラスト等を示したりして、「痛い」という表現を理解させる。 ・児童・生徒が「お腹、痛い」のジェスチャーをしたとき、教師が「どうしたの」「大丈夫」と声を掛け、「どうしたの」「大丈夫」の意味を理解させる。 ・教師と児童・生徒、または、児童・生徒同士が役割を交代しながら、「どうしたの」「〇〇、痛い」「大丈夫」という表現について、何回も尋ねたり答えたりして練習をする。 ・イラスト等を見せながら、「気持ちが悪い」などの体の調子を表す他の言い方を理解させる。 ・実際の体の部分やイラスト等を見せて、身体部分を表す言葉を理解させる。 ・教師の後ろについて言わせたり、イラストを見せ言わせたりするなど、表現に慣れさせる。
		ワークシート
		<p>○【アクティビティ】「体の部分の歌」（「ロンドン橋落ちた」の替え歌）で、体の部分を手で示しながら歌わせてもよい。</p> <p>○【発展】「保健室で病気を説明する練習をする。」に取り組ませてもよい。</p>

活動名	「体の部分の名前」
内容	体の部分の歌：「ロンドン橋落ちた」の替え歌で、「頭・肩・手・足、手・足、手・足、頭・肩・手・足、目・耳・鼻・口」と体の部分を手で示しながら歌う。 また、自分の体の部分を触りながら「目目目目、肩」という掛け声を出して、最後に言った体の部分の名前を相手に言わせるゲームを用いると、身体部分の覚えが確認ができる。
留意点	児童・生徒の発達段階に応じて活動内容を取捨選択して柔軟な姿勢で指導に当たる。
関連する学習項目	・体の部分の名前（頭・肩・手・足・目・耳・鼻・口）



一緒に活用することが効果的な場合の具体的な使用場面を紹介

5-3 日本語指導に活用できる教材・資料

日本語指導に活用できる指導書（例）

日本語指導が必要な児童・生徒への指導で使用されている指導書等を参考に掲載します。

No.	校種	書名	発行者	発行年
1	小学校	日本語指導教材「こんにちは」（小学校版）ワークシート	大阪府教育センター	2015年
2	小学校	ことばのテーブル100枚プリントシリーズ	葛西ことばのテーブル	2001年～2022年
3	小学校	学校生活のためのにほんご やまのぼり	学事出版	2023年
4	小学校・中学校	新版 みえこさんの日本語	三重県国際交流財団	2007年
5	小学校・中学校	新版 続 みえこさんの日本語	三重県国際交流財団	2006年
6	小学校・中学校	新版 みえこさんのにほんご れんしゅうちょう 1	三重県国際交流財団	2011年
7	小学校・中学校	新版 みえこさんのにほんご れんしゅうちょう 2	三重県国際交流財団	2008年
8	小学校・中学校	日本語学級 1	凡人社	1999年
9	小学校・中学校	日本語学級 2	凡人社	1999年
10	小学校・中学校	ひろこさんのたのしいにほんご 1	凡人社	2009年
11	小学校・中学校	ひろこさんのたのしいにほんご 2（増補第2版）	凡人社	2011年
12	小学校・中学校	かんじだいすき（一）～（六）、＜中学生に向けて＞かんじだいすき～社会・理科編～	AJALT国際日本語普及協会	2009年～2018年
13	小学校・中学校	日本語指導教材「こんにちは」（中学校版）	大阪府教育センター	2015年
14	小学校・中学校	ひまわり練習帳	横浜市教育委員会	2019年・2021年
15	中学校	中学生のにほんご 学校生活編	スリーエーネットワーク	2019年
16	中学校	中学生のにほんご 社会生活編	スリーエーネットワーク	2019年
17	中学校	中学生のにほんご 教科編	スリーエーネットワーク	2022年
18	中学校	絵でわかるかんたんかんじ80	スリーエーネットワーク	2001年
19	中学校	絵でわかるかんたんかんじ160	スリーエーネットワーク	2001年
20	中学校	絵でわかるかんたんかんじ200	スリーエーネットワーク	2006年
21	中学校・高等学校	外国人生徒のための教科につなげる日本語 基礎編	スリーエーネットワーク	2019年
22	中学校・高等学校	外国人生徒のための教科につなげる日本語 応用編	スリーエーネットワーク	2023年

No.	校種	書名	発行者	発行年
23	高等学校	初級日本語 げんき [第3版] I ワークブック	ジャパンタイムズ	2020年
24	高等学校	初級日本語 げんき [第3版] II ワークブック	ジャパンタイムズ	2020年
25	高等学校	NEJ テーマで学ぶ基礎日本語 Vol.1	くろしお出版	2012年
26	高等学校	NEJ テーマで学ぶ基礎日本語 Vol.1 (中国語版)	くろしお出版	2013年
27	高等学校	NEJ テーマで学ぶ基礎日本語 Vol.1 (ベトナム語版)	くろしお出版	2014年
28	高等学校	NEJ テーマで学ぶ基礎日本語 Vol.2	くろしお出版	2012年
29	高等学校	NEJ テーマで学ぶ基礎日本語 Vol.2 (中国語版)	くろしお出版	2013年
30	高等学校	NEJ テーマで学ぶ基礎日本語 Vol.2 (ベトナム語版)	くろしお出版	2014年
31	高等学校	新版 BASIC KANJI BOOK—基本漢字500—VOL.1 (第2版)	凡人社	2020年
32	高等学校	新版 BASIC KANJI BOOK—基本漢字500—VOL.2 (第2版)	凡人社	2022年
33	高等学校	The Great Japanese 30の物語 初級	くろしお出版	2024年
34	高等学校	The Great Japanese 30の物語 初中級	くろしお出版	2019年
35	高等学校	The Great Japanese 30の物語 中上級	くろしお出版	2016年
36	高等学校	ひとりのできる初級日本語文法の復習 英語版	スリーエーネットワーク	2010年
37	高等学校	日本語文法ブラッシュアップトレーニング	アルク出版	2021年
38	高等学校	漢字たまご 初級	凡人社	2012年
39	高等学校	漢字たまご 初中級（新装版）	凡人社	2024年
40	高等学校	できる日本語 初級 わたしの文法ノート	凡人社	2011年
41	高等学校	できる日本語 初中級 わたしの文法ノート	凡人社	2014年
42	高等学校	できる日本語 初級 わたしのことばノート	凡人社	2012年
43	高等学校	できる日本語 初中級 わたしのことばノート	凡人社	2013年
44	高等学校	日本語文型辞典 改訂版	くろしお出版	2023年
45	高等学校	日本語表現文型辞典 英・中・韓対訳付き	アスク出版	2008年
46	高等学校	日本語学習で未来を描く～高校生版 みえこさんの日本語ワークシート～	三重県国際交流財団	2021年
47	小学校・中学校・高等学校	レベル別日本語日本語多読ライブラリー	アスク出版	2006年～2017年

Webに掲載されている教材等

学年別の教材の中には、日本語指導に活用可能なものもあります。平仮名や片仮名、四字熟語や慣用句の学習など、日本語指導にも活用してみましょう。

・ちびむすドリル

<https://happyilac.net/syogaku.html>

・ぷりんとキッズ

<https://print-kids.net/>

第6章 専門性の向上と理解促進

学校全体で組織的に取り組むためにも、全ての教職員が外国人児童・生徒等教育や日本語指導の質的向上を意識します。それぞれの立場で関わり方や役割を検討し行動するために、研修・研鑽を行うことが期待されます。

6-1 日本語指導担当教員の専門性の向上

児童・生徒の日本語の能力、本人が抱える困難さの理解、社会参加等自己実現を見据えた指導等、日本語指導に直接関わる教員が専門性を身に付けられるよう、東京都の研修や文部科学省の研修教材等を紹介しています。

6-2 全ての教職員の理解促進と資質・能力の向上

全ての教職員が日本語指導を必要とする児童・生徒の理解を深め、一人一人の実態に応じた指導・支援を実施できるよう、校内で研修を実施する際に参考となる方法等を示しています。

6-3 全ての児童・生徒や保護者と地域の理解促進

学校のみならず、広く外国人児童・生徒等への教育を考えていけるように、その参考となる資料等を紹介しています。

教室での児童・生徒への支援について学ぶ研修はありますか。

日本語指導担当教員の専門性を高めたいのですが、何をすればよいですか。

日本語指導をするにあたって、教職員が身に付けておくべきことは何ですか。

一人一人に応じた指導の方法を、もっと詳しく知りたいです。

日本語指導に関わる研修には、どのようなものがありますか。

6-1 日本語指導担当教員の専門性の向上

外国人児童・生徒等教育を担う教員等に求められる資質・能力

日本語指導担当教員は、外国人児童・生徒等の成長・発達、及び文化間移動の視点から、児童・生徒の状況を適正に把握することが求められます。児童・生徒の日本語の能力の実態だけでなく、社会的歴史的背景を理解し、本人が抱える困難を理解するとともに、どのように社会参加し自己実現できるかを見据え、指導するために必要な専門性を身に付けていくことが求められます。

文部科学省では、「外国人児童・生徒等教育を担う教員の養成・研修のための『モデルプログラム』ガイドブック」に、4つの資質・能力と求められる具体的な力、研修のデザインの手順等を示しています。

【4つの資質・能力と求められる具体的な力】



豆の木モデル：外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力モデル

資質・能力の4要素と課題領域	求められる具体的な力
捉える力	子どもの実態の把握 文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。
	社会的背景の理解 外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な脈に位置付けることができる。
育む力	日本語・教科の力の育成 外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。
	異文化間能力の涵養 外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力	学校づくり 保護者や地域関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。
	地域づくり 異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。
変える/変わる力	多文化共生社会の実現 社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる
	教師としての成長 外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

(チェックシート)

文部科学省「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム（開発事業）」（2017～2019）
公益社団法人日本語教育学会
外国人児童生徒等教育担当教員に「求められる具体的な力」自己評価表
年 月 日 授業・研修名「 」
氏名（ ） 立場（外国人児童生徒等との関わり）（ ）
＜評価シートの利用方法＞
1 受講した授業・研修が目標とする「資質・能力/課題領域」と、授業・研修の内容を○で囲む
2 授業・研修の受講前に、1で選択した「資質・能力」の「求められる具体的な力」の項目（カタカナ記号）について、5段階で自己評価を行う（自己評価欄に●）
＜評定の目安＞ 5：十分理解している（できている）が、さらに学びたい。
4：おおむね理解できている（行っている）が、まだ、学ぶべきことがある。
3：ある程度知っている（行っている）が、もっと学びたい。
2：少し分かってきた（行い始めた）が、まだまだ学ぶ必要がある。
1：わからないことが多い（できていない）、これから学んでいきたい。
3 受講後に、同項目について自己評価を行い（自己評価欄に○）、この授業・研修で何を学べたのかを振り返る。
4 今後、力を付けたいと思う具体的な力や内容を、具体的に選択し、研修計画・修学計画を立てる。
外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力「豆の木モデル」自己評価表

評価項目	求められる具体的な力	自己評価 事前●事後○	内容
捉える力	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	5 4 3 2 1	外国人児童生徒等教育の課題
	子どもの実態を捉えること、文化間移動と発達の視点をもとに子どもの実態を捉えること、子どもの心理的状況を文化間移動と発達に照らし合わせて理解することができる。		異文化・母文化・アイデンティティ・非言語的振る舞いの理解
育む力	日本語・教科の力の育成		日本語指導の計画と実施
	異文化間能力の涵養		異文化間能力の涵養
つなぐ力	学校づくり		
	地域づくり		
変える/変わる力	多文化共生社会の実現	5 4 3 2 1	外国人児童生徒等教育の課題
	教師としての成長		異文化・母文化・アイデンティティ・非言語的振る舞いの理解

「モデルプログラム」ガイドブック
文部科学省（「公益社団法人日本語教育学会」発行・開発）
<https://mo-mo-pro.com/modelprogram>

6-1 日本語指導担当教員の専門性の向上

東京都教育委員会による取組

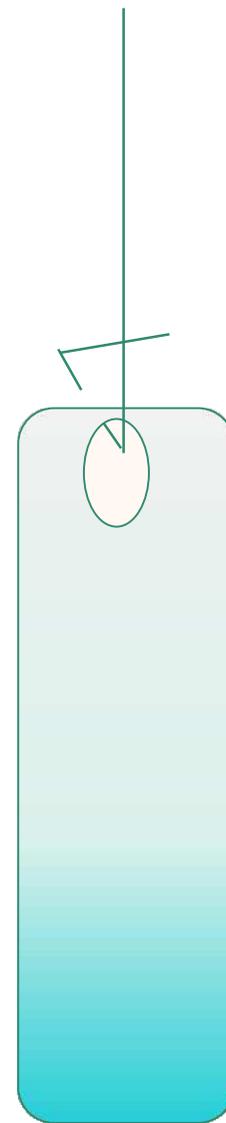
日本語指導担当教員は、一人体制で指導等に取り組んでいるケースも少なくありません。研修は、他校の担当教員とネットワークを築く場にもなり、そのようなネットワークが、更なる専門性の向上につながります。教育委員会が実施する連絡会や研修会を有効に活用し、専門性を向上させるようにしましょう。

東京都教育委員会においては、令和5年度に以下の内容の連絡会及び研修会を実施しています。

- ・ **日本語指導理解促進セミナー（年1回）**
ねらい：日本語指導に関する基礎・基本を学ぶ。
対象：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員及び区市町村教育委員会指導主事
- ・ **日本語指導コーディネーター連絡会（年3回）**
ねらい：「特別の教育課程」の適正な実施に向け、日本語指導に関する内容・指導方法等を学ぶ。
対象：「特別の教育課程」を実施している高等学校の日本語指導コーディネーター
- ・ **日本語指導推進フォーラム（年1回）**
ねらい：日本語指導に関する実践報告、有識者による講演等を実施し、日本語指導に関する資質・能力の向上を図る。
対象：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員、管理職及び区市町村教育委員会指導主事
- ・ **日本語指導担当指導主事連絡協議会（年2回）**
ねらい：日本語指導に関する施策等の理解、各地区の実践の共有等を実施し、日本語指導に関する資質・能力の向上を図る。
対象：区市町村教育委員会指導主事

都教職員研修センターでは、専門教育向上研修として、以下の研修を実施しています。

- ・ **日本語指導が必要な児童・生徒のための授業づくり ～ベーシック～**
ねらい：日本語指導に関する基礎・基本を学ぶ。
- ・ **日本語指導が必要な児童・生徒のための授業づくり ～アドバンス～**
ねらい：日本語指導に関する基礎・基本及び発展的な指導方法の要点を学ぶ。
- ・ **日本語指導が必要な児童・生徒のための授業づくり ～日本語の文法指導について～**
ねらい：日本語指導に関する文法の指導方法を学ぶ。
- ・ **日本語指導が必要な児童・生徒のための授業づくり ～教科と日本語指導を統合した授業実践～**
ねらい：JSLカリキュラムに関する専門的な知識を習得し、教科と日本語指導を統合した授業を行う実践的な指導力を学ぶ。



6-1 日本語指導担当教員の専門性の向上

区市町村教育委員会による取組

日本語指導担当教員に留まらず、教員・日本語指導員・母語支援者を対象とする研修を通して、相互の役割の理解を進め、連携を図る場を設けることが重要です。例えば、初任者研修・管理職研修等の場で、外国人児童・生徒等の教育・日本語指導の重要性について検討する機会や、教育委員会や外部団体から派遣の指導員・母語支援者等に学校教育の仕組みへの理解を深める研修の実施等、実態に応じて各区市町村単位での研修を実施することが効果的です。

【実施例】A地区の取組

「日本語指導推進委員会」（年3回、6・10・2月）

対象：日本語学級設置校校長及び日本語学級担任、日本語指導加配教員

- 内容：第1回 ・ 地区の日本語サポート指導、通訳派遣、翻訳等の取組説明
 ・ 各校での指導事例の共有 等
- 第2回 ・ 日本語学級における研究授業
 ・ 講師による指導・講評 等
- 第3回 ・ 「特別の教育課程」の編成・実施に係る情報の共有
 ・ 小中学校の引継ぎ内容の確認 等

【実施例】B地区の取組

「日本語教育連絡協議会」

対象：日本語学級担当教員（年3回、4・8・12月）

日本語学級に通級する児童・生徒の在籍校教員（年1回、8月）

- 内容：・ 行政説明 ・ 大学教授による講義 ・ 協議
 「本区の日本語指導における課題の共有」
 「日本語学級の指導方法の共有」
 「在籍学級との連携方法の共有」等

【実施例】C地区の取組

「日本語指導担当者連絡会」（年2回、6・2月）

対象：日本語指導担当教員

- 内容：第1回・提携している民間日本語教育スクールの視察
 第2回・日本語指導におけるキャリア教育の推進
 ・ 在籍学級との連携等、組織的な指導・支援の充実
 ・ 相互授業参観の成果と課題
 ※その他、相互授業参観 年4回

【実施例】D地区の取組

「連絡会及び研修会」（年3回、4・8・10月）

対象：日本語指導員

- 内容：・ 文部科学省事業「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の活用
 ・ 日本語指導に関わる情報の提供、指導員同士の情報交換
 ・ 大学関係者の協力による教員支援体制づくりの研修や支援員と教員との意見交換
 ・ 今後の支援の在り方を検討

6-1 日本語指導担当教員の専門性の向上

その他

日本語指導担当教員向けの研修は、文部科学省、文化庁等の関係省庁で実施している他、研修動画等が配信されています。

- ・文部科学省「かすたねっと」
<https://casta-net.mext.go.jp/>



- ・文部科学省（研修動画）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



- ・文化庁・日本語教育学会 児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修公式ウェブサイト「ひまわり」
<https://himawari-jle.com/>



- ・日本語教育学会「KNiT knot-net」
<https://mo-mo-pro.com/modelprogram>



6-2 全ての教職員の理解促進と資質・能力の向上

校内での研修等による資質・能力の向上

全ての教職員が外国人児童・生徒等教育や日本語指導の質的向上を意識し、それぞれの立場で関わり方や役割を検討し行動するために、講義形式の研修を実施するだけでなく、事例検討、ワークショップ、担当者による報告等の様々な形態で、当事者として課題を解決する力を高める校内研修を行うことが重要です。文部科学省（「公益社団法人日本語教育学会」発行・開発）の「モデルプログラム」を参考にしながら、計画的に実施します。

ア 校内研修会

主に、管理職、日本語指導担当教員が講師となり、外国人児童・生徒の背景等の理解や日本語指導に関する基礎知識に加え、事例等を取り上げた具体的な研修を行います。

- | | | |
|------------------------------|----------------------|----|
| (ア) 外国人児童・生徒等の特徴（さまざまな文化の背景） | (エ) 関係機関等の活用 | など |
| (イ) 個別の指導計画の作成と活用方法 | (オ) 保護者との連携 | |
| (ウ) 一人一人の実態に応じた個別の指導・支援 | (カ) 校内支援体制の構築と教職員間連携 | |

イ 授業研究

在籍学級において、全ての児童・生徒が、興味・関心をもって、意欲的に学習に取り組める授業の進め方を検討することにより、日本語指導が必要な児童・生徒の指導・支援にもつなげていくことができます。在籍学級でも可能な支援の方法に、以下の例があります。

- 例) ・ルビを振る。 ・視覚的に提示する。 ・リライト教材を作成する。
 ・日本語が分からなくても参加できる活動（図や絵を使っの活動、音楽の表現活動、場合によっては少人数やペア活動等）を取り入れる。 など

ウ 校内連携を強化したOJTの推進

在籍学級担任等は、日本語指導担当教員に、児童・生徒の実態把握の方法や、指導の手だて、教材の活用等を積極的に相談するなど、学級における指導・支援について主体的に学ぶことが重要です。

6-3 全ての児童・生徒や保護者と地域の理解促進

児童・生徒や保護者と地域の理解

外国人児童・生徒等への教育について、学校や区市町村教育委員会はその役割に応じて、保護者や児童・生徒、地域の人々への理解促進を図っていく必要があります。学校教育は、地域と共にあるという考え方のもと、外国人児童・生徒等への教育に対して保護者や地域の人々の理解を促し、地域社会に貢献できるような人材として、児童・生徒が自分らしく、自己実現を目指せるような支援をすることが大切です。

そのためには、保護者会における外国人児童・生徒等への指導・支援内容の紹介や、ホームページによる発信等で周知するようにします。対象児童・生徒への指導や母国等の文化などについては、全校集会での紹介や掲示物による情報発信など全校の児童・生徒が学ぶことができる機会を設定すること等が考えられます。区市町村教育委員会は、各学校の日本語指導の円滑な運営や、関連する部局と連携した「地域日本語教育」の充実に向け、ホームページによる発信、広報誌の作成・配布等により、地域の人々の理解を図るようにします。

【地域日本語教育】

東京都は、令和5年3月に「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」（東京都生活文化スポーツ局）で、「日本語教育を通じて、外国にルーツをもつ人々と地域とのつながりをはぐくむ」ことを目標に、東京における地域日本語教育の体制づくりを推進しています。「初期段階の日本語教育を保障する」と「外国人が地域社会とのつながりを持つ」の二つの視点をもって取り組み、多文化共生の実現につなげていくことを目指しています。

【やさしい日本語とは】

やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。日本語のもつ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使って分かりやすく伝えようとするものです。

やさしい日本語に関するサイトも多くあります。学校でのお便りや、保護者との会話に役立つものです。



「やさしい日本語（にほんご）」（東京都生活文化スポーツ局）



「東京都多文化共生ポータルサイト」
（公益社団法人東京都つながり創生財団）



「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」
（文化庁）

諸外国の教育事情①

国によって教育事情や文化が異なります。児童・生徒の背景を知ることが、一人一人に合った指導・支援につながります。(*1)

ネパール

○都内のネパール国籍者人口（全年齢）は、15年間で5.6倍になっており、都内に多く居住している特徴があります。

○ネパールは、多民族国家であり、公用語はネパール語ですが、ネパール語を母語にする人は約44%にとどまり、基礎教育の段階からネパール語・英語・母語（民族の言葉）の3言語を、ほぼ同時間学んでいます。英語で教科の授業をすることも多く、語学に秀でている一方、家庭科など学習していない教科があります。

○日本の義務教育に当たる基礎教育は、日本より1年早い5歳から始まり、1～8年生までの基礎教育の8年間で、無償の義務教育期間と定められています。

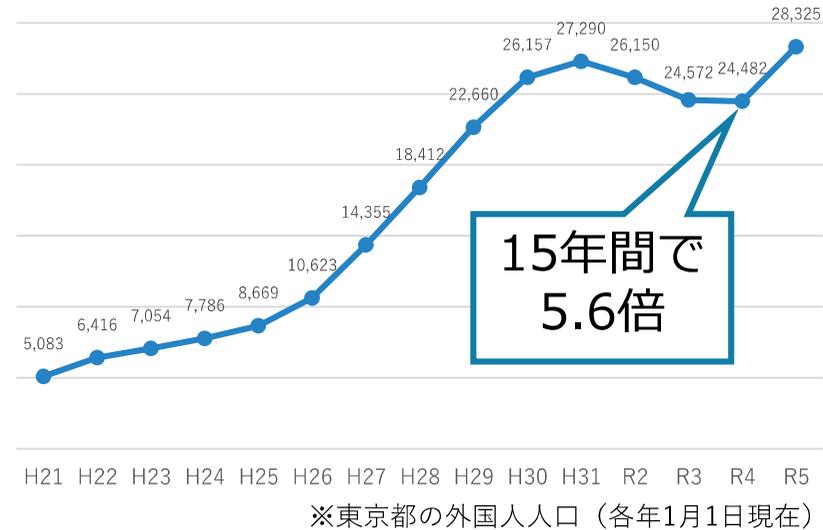
○8年生の学年末に実施される基礎教育試験に合格すると、中等教育（9年生～12年生）の9年生に進学できます。技術職業教育機関に進学するには、加えて各学校の入学試験に合格する必要があります。

○その他、次のような特徴があります。

- ・ 同意の意味で、首を横に傾げるジェスチャーをする。
- ・ 10月中旬頃にダサインという大きな祭がある。
- ・ 小学校から制服がある。
- ・ お菓子（軽食）を学校に持参してもよい。
- ・ 男女での髪型について厳しい校則がある。（男子は短髪、女子生徒は髪を結う）



都内ネパール国籍者人口（全年齢）



学年	年齢	年齢	学年
4	21	20	16
3	20	19	15
2	19	18	14
1	18	17	13
3	17	16	12
2	16	15	11
1	15	14	10
3	14	13	9
2	13	12	8
1	12	11	7
6	11	10	6
5	10	9	5
4	9	8	4
3	8	7	3
2	7	6	2
1	6	5	1

教科（基礎教育 1年生～8年生）

- 基礎教育学校1～3年生では、言語（ネパール語、英語）、算数、理科、保健体育、社会科、創造芸術（creative arts）、母語、ローカルコンテンツ等を学ぶ。
- 4～8年生では、言語（ネパール語、英語）、算数、科学技術、社会科と人間価値教育、保健体育、創造芸術、母語、ローカルコンテンツ等を学ぶ。

基礎教育1～3年生の主要教科の学習時間（新カリキュラム）

教科	年間学習時間
ネパール語	160
英語	128
算数	128
理科、保健体育	128
社会科、創造芸術	128
母語、ローカルコンテンツ	160

諸外国の教育事情②

フィリピン

- フィリピンは、マレー系を中心として、中国系、スペイン系及び少数民族がいます。公用語はフィリピン語及び英語となっています。その他180以上の言語があるとされています。初等教育の段階からフィリピン語・英語・母語の3言語を学んでいます。
- 義務教育は、2012年の学制改革により、幼稚園1年間、初等教育6年間、中等教育6年間の13年間となっています。1年生から10年生にそれぞれ最終試験があり、合格した場合に進級します。
- その他、次のような特徴があります。
 - ・幼稚園から高校まで制服がある。
 - ・給食がない。
 - ・保護者が オートバイで送迎する、もしくは乗り合いバスで通学する子どもも多い。
 - ・靴やかばん、アクセサリや髪型が自由である。
 - ・複数の生徒が教科書を共有し、教科書を自宅に持ち帰る習慣がない。

ベトナム

- ベトナムは、キン族を主体として、他に53の少数民族がいます。
- 2019年教育法により、就学前1年間が加わり、初等教育の5年間、下級中等教育4年間の10年間が義務教育となっています。そのうち、初等教育学校を修了することが義務付けられています。小学校では、第一外国語（英語）と情報技術が小学校3年生から必修教科であり、1、2年生から、第一外国語（英語）を選択で履修できます。
- その他、次のような特徴があります。
 - ・昼食後に仮眠（昼寝）を取る習慣があり、長い昼休憩が設けられている。
 - ・小学校では、原則、学期中・長期休業期間ともに宿題が出されない。
 - ・パーマや髪染め、化粧、アクセサリは校則で禁止されていることが多い。
 - ・ほとんどの学校には制服がある。
 - ・学校にお菓子や携帯電話を持参してもよい。

(*1) JICA横浜「外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報『11か国の教育制度・学校文化ガイド集』」を一部抜粋、加筆
https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2023/1516021_14656.html

各国での取組

各国で外国人児童・生徒等を対象とした取組が行われています。ここでは、ドイツとイギリスの事例を紹介します。

【在住外国人等に対するドイツ語教育 ～ドイツの事例～】



ドイツには移民の背景を持つ人々が多く住み、ドイツ政府は、こうした人々がドイツ語やドイツの文化・歴史・伝統・習慣・法制度を体系的に学ぶための「統合コース」を設けている。

このコースには、子供に学校の宿題を教えるための保護者用のクラスもある。

(出典) ドイツ連邦移民・難民庁ホームページ

【母語・母国文化を学ぶ ～イギリスの事例～】



イギリスには、外国につながる子供を対象とした「補習校」が数多くある。子供は通常の学校に加え、週末の半日等、補習校に通い、母語や母国文化などを学ぶ。補習校の種類は、日本やポーランドなど国・地域別、文化別、宗教別など様々である。

補習校での経験は、子供の自己のルーツへの理解や尊重、自我の形成に役立っている。



(出典) ロンドン・ハローウ区ホームページ

チェックシート（校内体制づくり）

項目	内容	チェック
1	外国人児童・生徒等の育成に関する目的や方針が設定されている。	<input type="checkbox"/>
2	校内の組織体制が確立できている。（校務分掌等に設定されている）実施の方法や時期が設定されている。	<input type="checkbox"/>
3	日本語指導コーディネーター等、日本語指導を推進していく教員を指名している。	<input type="checkbox"/>
4	日本語指導を実施する教室等を確保し、環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
5	外国人児童・生徒等の育成に関する目的や方針、日本語指導の取組の状況について共通理解を図る場が設定されている。	<input type="checkbox"/>
6	年間、月間の予定表等に日本語指導に関する研修や取組の共通理解を図る機会の日程を掲載している。	<input type="checkbox"/>
7	教職員全員が日本語指導について学ぶ機会を設定している。	<input type="checkbox"/>
8	教職員全員が外国人児童・生徒等の育成や日本語指導に関する知識を得ている。	<input type="checkbox"/>
9	日本語指導の取組について資料等の保管場所を確保している。（個別の指導計画は鍵のかかる場所に保管している。）	<input type="checkbox"/>
10	外国人児童・生徒等の育成に関する取組を振り返り、課題を改善する機会を設定している。	<input type="checkbox"/>
11	定期的に児童・生徒の学習状況等を把握する機会を設定し、実施している。	<input type="checkbox"/>
12	入学・転入時から日本語指導につなげる方法が決定している。	<input type="checkbox"/>
13	アセスメントの方法が決定している。（DLA又は、J-CATを実施している。）	<input type="checkbox"/>
14	アセスメントに基づき、個別の指導計画を作成している。	<input type="checkbox"/>
15	日本語指導の実施を要録へ記載している。	<input type="checkbox"/>

項目	内容	チェック
16	指導の開始と終わり 個別の指導計画の作成に当たり、引継ぎ方法が確立している。	<input type="checkbox"/>
17	日本語指導プログラムを参考に、児童・生徒一人一人に合ったコース設計をし、個別の指導計画に記載している。	<input type="checkbox"/>
18	該当する児童・生徒が主体的に学べるように、指導内容や方法を工夫している。	<input type="checkbox"/>
19	児童・生徒への指導・支援 児童・生徒が学習を振り返り、次の学習につなげるための評価や支援（足場かけ）を行っている。	<input type="checkbox"/>
20	学級において、誰にでも分かりやすい授業を実施している。（インクルーシブ教育の視点から）	<input type="checkbox"/>
21	ルビ振りややさしい日本語を用いて、学習に取り組めるように支援している。	<input type="checkbox"/>
22	該当する保護者から、日本語指導に関わる内容について聞き取りを行っている。	<input type="checkbox"/>
23	保護者との連携 該当する児童・生徒の保護者に対し、保護者会等、他の保護者との交流の機会を設けている。	<input type="checkbox"/>
24	日本語指導について保護者から理解・協力を得られている。（説明の機会を設け、理解を促している。）	<input type="checkbox"/>
25	日本語指導について、全児童・生徒に周知している。	<input type="checkbox"/>
26	児童・生徒への理解啓発 多文化共生の視点から、違いを認め助け合える教育を実施している。（人権教育、多文化共生教育等）	<input type="checkbox"/>
27	地域や関係機関等と連携し、全児童・生徒への理解啓発を促している。（多文化理解のゲストティーチャーの活用等）	<input type="checkbox"/>
28	関係機関との連携 必要に応じて、母語支援や日本語学習の補助が実施できるように、関係機関と連携している。	<input type="checkbox"/>

チェックシート（年間スケジュール）

	時期	内容	チェック
1	3月	外国人児童・生徒等の育成に関する目的や方針について教職員で共有する。	<input type="checkbox"/>
2		年間、月間の予定表等に日本語指導に関する研修や取組の共通理解を図る機会の日程を掲載する。	<input type="checkbox"/>
3		新入生保護者説明会で、外国人児童・生徒等多文化共生に関わる内容について保護者に対し、理解啓発を行う。	<input type="checkbox"/>
4	4月	新年度、外国人児童・生徒等の育成に関する目的や方針、年間の取組予定について、教職員で共有する。	<input type="checkbox"/>
5		教職員の役割分担を確認する。日本語指導コーディネーター等指名する。	<input type="checkbox"/>
6		外国人児童・生徒等の入学・転入時の受け入れの方法等について、教職員が理解する。	<input type="checkbox"/>
7		年度当初、外国人児童・生徒等、日本語指導に関する教職員向け研修会を実施する。	<input type="checkbox"/>
8		保護者に対し、保護者会等で外国人児童・生徒等多文化共生に関わる内容について、理解啓発を行う。	<input type="checkbox"/>
9		全校集会等で人権教育・多文化共生教育の視点で全児童・生徒に対し理解・啓発を行う。	<input type="checkbox"/>
10		該当する児童・生徒に対し、アセスメントを行い、個別の指導計画を作成する。	<input type="checkbox"/>
11		該当する児童・生徒の保護者に対し、日本語指導担当教員が個別の指導計画に基づいて指導の方向性を説明する。	<input type="checkbox"/>

	時期	内容	チェック
12	4月～	日本語指導を開始する。 （アセスメントに基づき、指導計画の作成（コース設計の実施））	<input type="checkbox"/>
13		学級担任、日本語指導担当、日本語指導コーディネーターが連携しながら、指導・支援を実施し、適宜、学習評価を行う。	<input type="checkbox"/>
14	7月	夏休みを見据え、児童・生徒の状況について、共有する機会を設定し、実施する。	<input type="checkbox"/>
15		日本語指導に関する教職員研修会を実施する。	<input type="checkbox"/>
16	9月～	年間計画、指導計画に基づき、指導・支援を実施する。	<input type="checkbox"/>
17		保護者会等で、多文化共生等をテーマに講師を招いた講演会等を行う。	<input type="checkbox"/>
18	12月	2学期以降の取組を振り返り、来年度を見据え、教育課程の作成と併せて、指導・支援の改善・充実のために計画を見直す。	<input type="checkbox"/>
19	1月	今年度の取組を振り返り、次年度の方針や計画を作成する。	<input type="checkbox"/>
20	2月	次年度、日本語指導を必要とする児童・生徒の引継ぎ資料を作成する。	<input type="checkbox"/>
21		教室配置決定の際に、日本語指導教室を配置している。（個人資料の保管の確認を含む）	<input type="checkbox"/>
22	2月～	進学先や関係機関と次年度の取組等の情報交換を行う。	<input type="checkbox"/>

関係資料

関係する法令等

- ・日本語教育の推進に関する法律 令和元年6月施行
- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 令和2年6月閣議決定
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）令和3年1月中央教育審議会

- ・東京都教育施策大綱 令和3年3月
- ・東京都教育ビジョン（第5次） 令和6年3月

学習指導要領

- ・学習指導要領 小学校 平成29年告示
- ・学習指導要領 中学校 平成29年告示
- ・学習指導要領 高等学校 平成30年告示
- ・学習指導要領 特別支援学校 平成29年告示

特別の教育課程

- 【義務教育諸学校】
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知） 平成26年1月
日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施に係るQ & A【小学校・中学校】
- 【高等学校】
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知） 令和4年3月
日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施に係るQ & A【高等学校版】

関係通知文

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

【文部科学省】

- ・令和5年度「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」（補助事業）について（依頼）
- ・教育支援体制整備事業費補助金交付要綱（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）
- ・帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領（Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

【東京都】

- ・東京都教育支援体制整備事業費補助金交付要綱（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）
- ・東京都帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

外国人の子供の就学促進事業

【文部科学省】

- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針 令和2年7月
- ・令和5年度「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」（補助事業）について（依頼）
- ・教育支援体制整備事業費補助金交付要綱（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）
- ・帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領（Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業）

【東京都】

- ・区市町村における外国人の子供の就学促進事業補助金交付要綱
- ・区市町村における外国人の子供の就学促進事業実施要領

公立学校に在学する在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育指導について

- ・「公立学校に在学する在日外国人幼児・児童・生徒に関わる教育指導について」（通知） 令和5年1月

役立つ教材・指導資料の紹介

文部科学省

- ・CLARINET（在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等）
- ・帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」
- ・外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）
- ・JSLカリキュラム
- ・外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA



国際交流基金

- ・JFにほんごeラーニング みなと
- ・NIHONGO eな（いな）
- ・まるごと+（まるごとプラス）日本のことばと文化
- ・「エリンが挑戦！ にほんごできます。」コンテンツライブラリー



許諾確認済



文化庁

許諾確認済

- ・「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」



日本語指導推進ガイドラインは、令和6年度に【実践編】を作成予定です。
このガイドラインが、全ての教職員の指導・支援の一助となり、外国人児童・生徒等のよりよい成長に寄与することを願っています。

○日本語指導推進のためのガイドライン検討委員会

<委員長>

教育庁グローバル人材育成部長 瀧沢 佳宏

<学識経験者>

東京学芸大学教職大学院教育実践創成講座教授 齋藤 ひろみ

京都教育大学国文学科教授 浜田 麻里

<委員>

板橋区立新河岸小学校長 木村 道人

葛飾区立亀有中学校長 井出 忠男

都立飛鳥高等学校長 堀江 敏彦

都立光明学園校長 島添 聡

教育庁関係者

○日本語指導推進のためのガイドライン検討委員会作業部会

<部会長>

都立飛鳥高等学校長 堀江 敏彦

<学識経験者>

東京学芸大学教職大学院教育実践創成講座教授 齋藤 ひろみ

<部員>

葛飾区立中之台小学校 主任教諭 石山 由美

新宿区立大久保小学校 教諭 柏木 めぐみ

新宿区立新宿中学校 主任教諭 渡邊 順子

福生市立福生第二中学校 主任教諭 一瀬 知未

都立町田高等学校 主任教諭 角田 仁

都立一橋高等学校 主任教諭 長谷川 聡子

教育庁関係者

○日本語指導推進ガイドライン【理論編】

(監修)

東京学芸大学教職大学院教育実践創成講座教授 齋藤 ひろみ

京都教育大学国文学科教授 浜田 麻里

東京学芸大学教職大学院教育実践創成講座准教授 米本 和弘

(事務局)

教育庁グローバル人材育成部 日本語指導担当課長 小林 智子

教育庁グローバル人材育成部 主任指導主事 手塚 成隆

教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課 統括指導主事 三田 典子

教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課 課長代理 北條 圭太

教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課 指導主事 笠井 淳子

教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課 主事 杉山 美佑紀

「日本語指導推進のためのガイドライン」

令和6年3月28日

著作権所有者 東京都教育委員会

発行 東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課